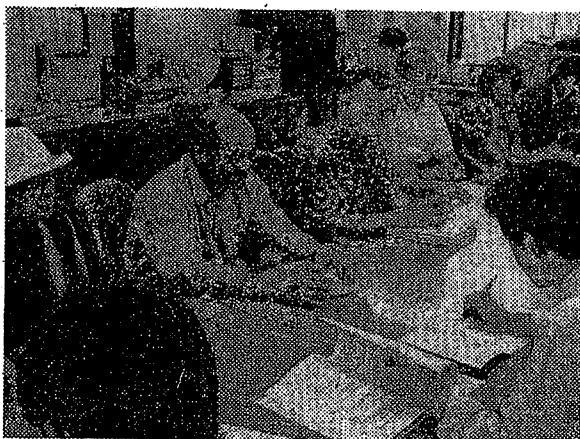


すすめる会 この1年間(2000年)の 活動の記録

目 次

I すすめる会の結成総会の資料	p.1~15
II 第1次住民監査請求の呼びかけの資料	p.16~21
III 第2次住民監査請求の呼びかけの資料	p.22,23
IV 第1次住民訴訟へ参加を呼びかける 学習会の資料	p.24~31
V 海外のメディアが見たシーガイア	p.32~37
VI 第2次住民訴訟への呼びかけの資料	p.38~42
VII すすめる会ニュース [No. 1~No. 8]	p.43~59

住民監査請求での意見陳述や、住民訴訟での訴状、原告・被告の準備書面などは、資料集1、2、4をお読みください！



第2次住民訴訟を提訴した後の
記者会見 (2000年8月10日)

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

すすめる会の結成から1年間の活動の経過

(2000年1月～2001年1月)

月 日	すすめる会、住民監査監査請求、住民訴訟などの動き
2000年	
1月27日	「すすめる会」の結成総会
2月18日	宮崎県監査事務局に第1次住民監査請求の提出（受理者1,961名）
3月14日	第1次住民監査請求の意見陳述（意見陳述人8名）
4月14日	第1次住民監査請求の監査結果の通知
5月12日	宮崎地方裁判所に第1次第1回住民訴訟の提訴 (受理者600名、受付番号：平成12年(行ウ)第二号)
5月12日	宮崎地方裁判所に第1次第2回住民訴訟の提訴（訴訟参加） (受理者9名、受付番号：平成12年(行ウ)第三号)
5月19日	宮崎県監査事務局に第2次住民監査請求の提出（受理者1,420名）
6月14日	第2次住民監査請求の意見陳述（意見陳述人6名）
7月14日	第2次住民監査請求の監査結果の通知
8月10日	宮崎地方裁判所に第2次第1回住民訴訟の提訴（訴訟参加） (受理者119名、受付番号：平成12年(行ウ)第五号)
8月11日	宮崎地方裁判所に第2次第2回住民訴訟の提訴（訴訟参加） (受理者45名、受付番号：平成12年(行ウ)第六号)
	その後に原告4名の辞退があり、住民訴訟原告団としては最終的に769名となった。
9月 4日	住民訴訟第1回口頭弁論、終了後に第1回ミニ報告会
10月26日	学習会“シーガイアは、今、どうなっているの？”
11月13日	住民訴訟第2回口頭弁論、終了後に第2回ミニ報告会
2001年	
1月30日	すすめる会発足1周年記念学習会
2月19日	住民訴訟第3回口頭弁論（予定）

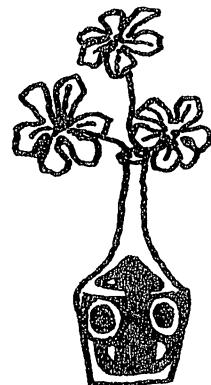
「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会(仮称)

2000年1月27日(木)19:00 宮崎市中央公民館大研修室

資料

集会の次第

1. 開会のあいさつ
 2. 経過報告
 3. 住民監査請求の解説
 4. 監査請求をすすめる会の提案
 5. 住民監査請求書の提案
 6. 今後の活動の提案と意見交換

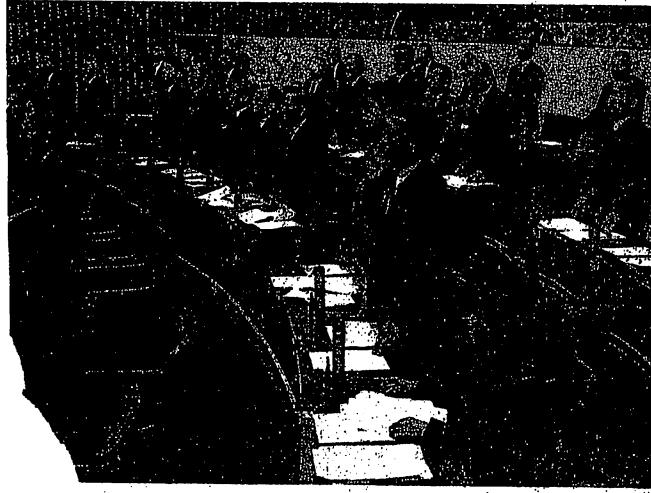


呼びかけ人(50音順)：(◎ 代表呼びかけ人)

岩切伸子(元市議)
◎後藤好成(弁護士)
成見幸子(弁護士)
星井芙美子(眼科医師)
三戸サツ工(動物研究家)
湯浅敏幸(司法書士)

熊谷良子(産業カウンセラー)
角田三郎(元宮崎大学教授)
姫野史洋(自営業)
南 邦和(詩人)
山崎 明(元一ツ葉訴訟原告団)

「シーガイア基金」可決



県議会

当面の最悪事態回避

（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）

支援に公金60億円

県は再生へ指導責任

知事一

『「シーガイア支援基金」の 住民監査請求をすすめる会』結成の提案

1. 会の名称：「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会
2. 申し合わせ
 - ①目的：「シーガイア支援基金」への公金投入は違法・不当な支出にあたるとして、当面、地方自治法に基づく住民監査請求を行ないます。
また、そのために必要な活動や情報交換を行ないます。
 - ②会員：この目的に賛同する県民であれば、誰でも参加できます。
 - ③財政：会費は、一口 1,000 円とします。
会は、この会費と募金により運営されます。
 - ④運営スタッフ：会代表者と数名のスタッフで構成されます。

「すすめる会」の運営スタッフ(敬称略)：

代表者 後藤好成

スタッフ 平野公孝、成見幸子、久島昌志、

山崎 明 + 希望者を募ります！

事務局の住所：

〒880-0803 宮崎市旭 1 丁目 3-20

宮崎中央法律事務所 気付

「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会

事務局専用電話/ファックスの番号：0985-32-5590

郵便振替口座：

①口座番号：01750-7-92869

②口座名称：山崎 明

これから予定：

- (1) 住民監査請求書の第 1 次締め切り：2月 15 日 (火)
- (2) 住民監査請求書の提出：2月 18 日 (金)
- (3) 監査請求書の第 2 次以降の締め切りについては、
後日提案します。

『公益性』と住民監査請求・住民訴訟について

1. 経営破綻状態になった営利目的の観光娯楽企業のシーガイアに対して、資本出資額以上は負担しないと言う知事の公約に反してまで、宮崎県はなぜに 60 億円もの県民の血税を無償で注ぎ込まねばならないのか。

これが今回の公的資金投入に対して寄せられている多くの県民の疑問であり、怒りであります。ところで、このような公的資金投入の法律上の根拠となっているのは、地方自治法第 232 条の 2 の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」という規定であると考えられます。

そこで問題となるのは、シーガイアへの公金投入を目的にした今回の補助金決定が、法にいう「公益上必要がある場合」にあたると言えるのかということなのです。

「公益上必要」と言えるかどうかということは、

第一に、支出の目的・趣旨が文字どおりの公益、即ち、県民の大部分の福祉などに役立ち、直接利益を生じさせるものになっているかどうか。

第二に、支出の対象となる事業活動（ここではシーガイア）が、県民の大部分の福祉や利益につながるものになっているか。

第三に、宮崎県にそれほどの公金を投入できるだけの財政上の余裕があるか。

第四に、支出が補助対象者（シーガイア）以外の同業者との間で不平等・不公平にならないか。

などを考慮・検討して判断されなければならないといわれています。

2. そして、もし、今回の公金支出が公益上必要がないということになれば、この公金支出は違法となり、県や市などの地方自治体は、本来支出してはならないこととなります。そこで、この支出を実行した知事などは、すでに支出した金額を県などに返還させるか、それができなければ県などに対して損害賠償義務を負うことになります。更に、これから支出する金額については、その支出を中止しなければなりません。

違法な公金の支出について、その損害を賠償し、または支出を中止することを県知事などが実行しない場合には、法的には、例えば県が知事個人にそれを求めていくべき立場になります。しかし、知事が代表を務める県が、このようなことを行うことは一般にはあまり考えられません。

このため、このような場合には、本来行なうべき県や市などの地方自治体に代わって、住民が県や市などの行財政の執行・運営を監督する立場にある監査人に対し、県などが行おうとする公金の支出に対して、違法支出を差し止め、あるいは支出金の返還を求めるように、県などに勧告・指導を行うように求めることができる制度が住民監査請求といわれるものです。

3. 監査人は、住民からの監査請求を受けると、住民が指摘した公金支出が法に照らして違法・不当な支出にあたらないかを住民の請求から 60 日以内に調査しなければなりません。

①違法との結論に達すれば、県に対し公金の支出の差し止め、もしくは返還措置をとるよう勧告するなど、監査人として必要な是正措置をとることになります。

②これに対し、調査・検討の結果として、違法な公金の支出にあたらないと判断した場合は、その理由をつけてその結論を監査請求した住民に知らせ、かつ、県民に公表することになります。

4. もし、住民がこのような監査人の結論に不服である場合は、監査請求をした住民は、通知を受けてから 30 日以内に、違法な公金支出を実行したことにより、県や市などの地方自治体に対して与えた損害の賠償をするように求める訴訟（損害賠償請求）を裁判所に提訴できるものです。これが、住民監査請求の後に認められる、いわゆる住民訴訟といわれるものです。

シーガイア 支援基金問題

「税金投入、違法の恐れ

県が計画しているシーカイアイ支援を中心とした約百億円の基金創設問題について考える市民講座

ある」など県の基金構想の問題点を指摘した。

億五千万円の補助金を支
出した元山口県下関市長
が、住民訴訟で敗訴した
例を挙げ、「シーガイアが

根拠も問題。支出額もど
りでもない金額だ」と主
張。「住民訴訟では、知
事だけではなく議会で賛成

「ちよつと待て、シーカ
イア支援基金」（日本科
学者会議監督部など主
入合助教授は「眞が銀行
の不良債権を減らすため
に、債務保証を約束する

住民の大部がに具体的な
公益性があるとは「え
す、地方自治選上の支出
した議員の責任も問える
とする説もある」と説
明した。

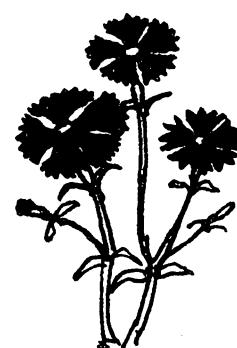
あり、富崎大の人谷圓夫教授（財政学）と後藤好成井謹士が「シーガイアへの税金投入には公益性がない、違法の恐れがある」として、税金をバブル処理しようとしている」と指摘した。後藤謹士は、破たんした第三セクターに約八

1222

反対派が監査請求へ

シーガイア基金ノート

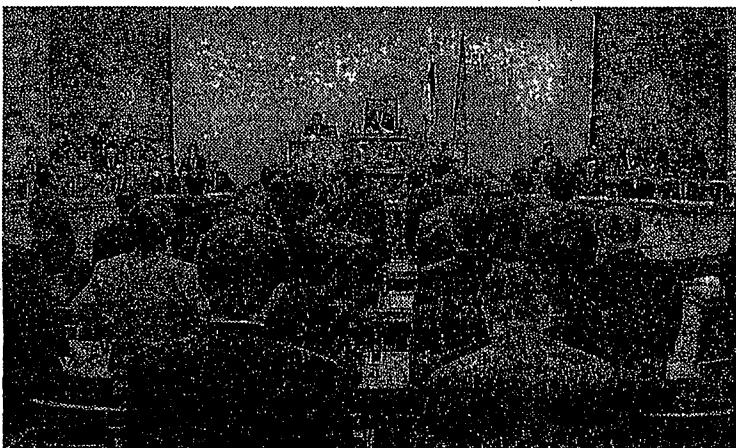
宮崎市で意見交換会 住民訴訟も視野



シーガイア支援 県議会で可決

不透明さ残す基金

今年度一般会計補正予算案を起立
可決した眞議会最終本会議



が、投資した費用に対し利益がどれくらい上がったかという「対便益」の検証が行われてこな。測定の結果が得られたとき、それが何を意味するかを解説する。

支援の公益性疑問

「費用対便益」検証もなく

入谷・宮大助教授に聞く
(仮称)の説明を聞き、運用の場面についての意見はシーガイアの収益性の大きさも仙台銀への波及効果、運用の場面についての意見などを挙げ、「支援には公益性がある」と主張してきた。宮崎大教養文化学部の入谷慶夫・助教授(財政学)に、シーガイアを支援する公益性について聞いた。

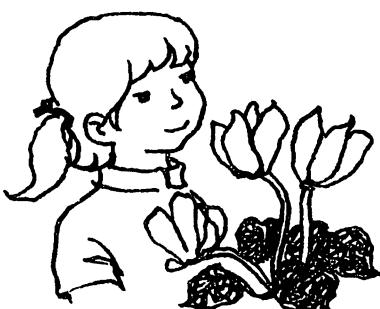
基金は総額100億円を目標とする取り組み型。県は既に宮崎市に出資を要請しており、宮崎市の周辺自治体や民間企業にも出資を要請する方針。し

開拓中の大型リゾート施設建設、シーカヤック支援のための「国際ファンゲンサン・ゾーン」

設置間で質疑が集中する。而して十一種類の問題に及ぶる審議は6日間に及ぶが、不透明な点が目立つ。

【漢書 宋朝】

新編
萬葉集注解



シーガイア



税金投入は無責任だ



支援」と理解を求めた。だが、赤字の大きさからのみで、資金繰りが急に好転するとは思えない。まるまる1億税金を引き込むことにはれば、県民生活へも影響しえる。

以後の経営見通し立て直しの全体像を明らかにするとして、単年度の予算措置で当座決つらひがあるのを、いかにも無責任な発想ではないか。

シーガイアは、リゾート法が初めて適用された全国三ヵ所の中の一社として、一九四四年に全面開業した。

日向灘に臨む百五十五枚の広大な松林の中に、四十三階建て七百五十室の高層ホテルや五千人収容の国際会議場、開閉式屋根付きの人工波プール、著名選手設計のゴルフ場などがある。「観光宮崎復活の起爆剤」にどうぞ期待を抱いての登場だった。

だが、オープン当時五年後には年間五百五十万人は訪れると思込んだ観光客は三百万人台で低迷を続けてくる。

その結果、毎年二百億円前後の収入不足が続してきた。支出を抑えなければ、客が一人一万円を消費しても、あと一百万人増えなければならない計算だ。

それが、シーガイアを経営する第三セクターのリゾート施設

シーガイアは、来年七月の九州・沖縄千億円を超す累積赤字

にあえぎ、その子口入

三億円のフェニックスリゾート社が、メー

ンバンクの第一勧業銀行から追加融資を受

けられなくなっている。税金の投入は、せ

れのため、宮崎県が地方交付税を原資に六

十億円の基金を設けることになった。

全國で相次ぐ第三セクターの破たんの例

にもわざ、じんじん見通しの甘さが繋立つた。その教訓に税金を使ひのせ、じ都合主

県議会で松形祐義知事は、「今回限りの

あの三セクの中でも突出した額である。借入金は二十六億円であり、その過半は第一勧銀からの融資を負っている。松形知事はこれまで、税金投入を心配する声が出たが、經營破たんのしりぬくも引き受けた損失補償の約束がないことを肩に、「出資額以上の公金投入はありえないと」笑いほねじめた。

片や、地元で手近く観光事業を手がけてきた同社の社長は、一千億円の赤字を前にしても、「県には頼らない。經營の立て直しを進め、1000年度決算では黒字を出す」と強調を崩さなかった。

社長とのつきあいが長い第一勧銀も、複数の役員を送り込んで經營に全面的に参画し、膨らむ融資に応じてきた。

県も三セク側も、この間まで「民」の自性を強調しておきながら、手のひらを返すように「官」の力を使って税金を投入する。あまりにも「賛成」に欠けている。

計画の過大きさを危ぶむ声は当初からあった。にもかかわらず、松形知事と社長の強引な推進力と銀行の後押しで、これだけの巨大施設が完成した。三セクの行き詰まりに共通したパターンである。

つけは生真面目に回る。シーガイアを「壮大な荷物」にしないためには、どうすればいいのか。県民の判断が問われている。

財團法人 宮崎コンベンション・ビューロー寄附行員

附錄第一章

卷之三

第1条 二の法人は、財団法人宮崎コンベンション・ビューロー(英文名 MIYAZAKI CONVENTION BUREAU 略称 MCB)という。

第2条 この法人は、事務所を宮崎県宮崎市橋通東一丁目9番30号に置く。

第3条 この法人は、コンベンションの誘致、コンベンション主催者及びコンベンション施設等を運営する者に対する支援等を行うことにより、宮崎県におけるコンベンションの振興を図り、もつて地域経済の活性

化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

〔事業〕 第4条 二の法人は、前条の目的を達成するためには次の事業を行ふ。

(1) コンベンションの誘致

(2) コンベンション主催者に対する支援

〔(3) コンベンションの誘致に必要な会議施設、宿泊施設又はアフターコンベンションに寄与する観光施設（コンベンションに参加する者の観光の魅力の創造に貢献する観光施設）を運営する者に対する支援

(4) コンベンション官能の広報及び宣伝
 (5) コンベンションの調査、企画及び開発
 (6) その他この法人の目的を達成するため

2 前項第3号に掲げる事業に係る施設の運営費に対する補助事業を行う場合、補助の対象者及びその補助額の決定は、県の認定に基づいて行う。

宮崎コンベンション・センター規則変更

ハーマトス神像

九月連韓局は13日、財
益々高層口へ入る。トロ・
ピニーロー（眞員一郎理事
長）に対して定款にあたる
規則の変更を認可した。こ
れでピニーローは、高崎市
の大蔵ソーネー醸造・シ
ガイヤケを經營する第三セキ
タ・フェニックスコンサー
ト社（佐藤勝良社長）支援
を主目的とした「国際コソ
グハム」へ入る。リゾームや
セミアントラルのとなり、厚は
庄・塙金の通商大臣が手

「監査請求すすめる会」

27日に結成集会

シーカイアード社員の「セニシクスコート」と日本代理店を主催する「セニシクスコート」の基金に貢献的で、日本橋中央銀行は、この基金から、2月17日午後、日本橋中央銀行の官舎市街十九丁面の市中央公民館で開かれた。

井戸士のが昨年12月、基金に100万円は農民に具体的な利益をもたらすよう努めた。不明確なのが、蟹の養殖業者との公平性を述べ——などとして請求する方針を確立して、串間市幸島の野生蟹研究で知られる三言やエイセや角田三郎・元賀崎大教授と成見泰子弁護士の意見などを参考に、この問題を解決するための行動計画を策定した。

九州運輸局認可

光・リード業の申請があつた。県は事業局による審査会が開催され、県が認定する。

【漢朝 史記】

フ社が情報全面公開



記者会見する中村浩副社長（左）と潤庵原政徳副社長＝25日午後3時5分、宮崎市のシーガイア国際会議センター「サミット」

シーカイア・田嶋謙蔵サン
タ「サミット」であった
記者会見に出席した西川の土井
清海老院政権副官長
出席。相談に開く場所を尋ねる
理由について「税金額を示さ
ざるは税金の付託法違反の
事、異議にシーカイアの
税金大況を知りてからに理
解が得た。今後も定期的
に監視するつもりで開くことし
べ」と語った。
税金年一回の株主総会
に提出したが、施

「田嶋は誰か」。西川
が別室へ連れて行かれ、西川
が入るのほか税金主任、土井
所長もお會い仰間。西川は
「過去の文書の中身につ
いては開示する。内緒は維持
にかかるわくで」と述べ
いた。

公開するのはまだ八年度
での三ヵ年分だが、それ以
前については税金通達な
がら、「三回に分けて本
会を開く。業的の問題
対策で、税金は直ちに毎
日午前十時後半(土)

西川は「税金の収支」中盤が二千四百、「累の支
出」の二千九百九十六と記載
されている。この数字は四四年度
の「税金の収支」の二千九百九
十六と比較して、税金の収支が増
えた結果である。税金の収支が増
えた結果である。税金の収支が増
えた結果である。

基金参加

此處は本筋の本筋の、ソーラーを運営する第三セクター・ノーリングスパート（佐藤株式会社）が一社出資、西村の「新規開拓事業の主導権を握る」（十四口分の金銭が調子）と密接だった。西村は近畿大手の今後、開拓開拓の資金までかかるまいと心配するが、西村は「建設不況に直面して、建設の難題を抱いた」と嘆息。また、從来、非公開だった建設部門、高齢化した人材の離職も年々増加の一途で、西村の送別会公開について懸念を相取って係争の糾弾にも大きな影響を与えた。（25回）

裁判にも影響

北魏。劉裕。宋。齊。梁。陳。北齊。北周。隋。唐。五代。宋。元。明。清。

基金参加難しい

市津長村

難しい 市長 津村

總會資料和信函全集

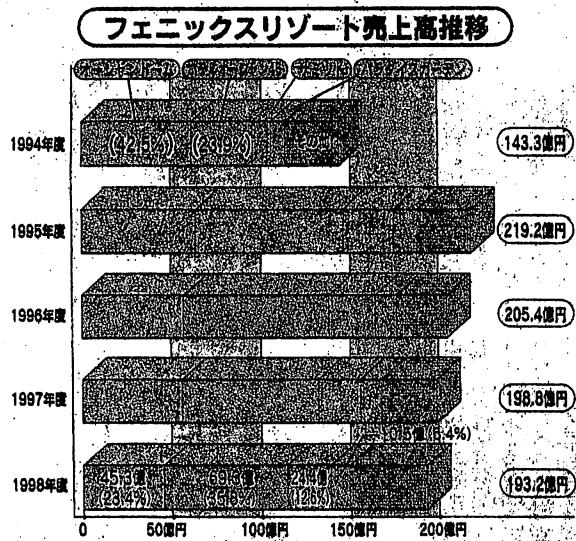
ト（扶養費支拂）に付して被取金一千五百円を支拂つた。シーカイヤドを離れて最初の公爵貴族へ、西園の賃金課を回贈した。ハリヤ。

A black and white line drawing of a plant, likely a species of Arum. It features a central stem with two large, broad leaves at the base, each with prominent veins. A single, curved, bell-shaped flower or spathe is attached to the stem above the leaves.

フェニックス社情報全面公開

勧が66%融資

壳上高減主因はドーム



98年度末の主な借入先

「ああ、お仕事ですか。人材派遣ですか。
ペーパーライフカード、トーナメント、
ハーフイヤーノンカルローネーム、
テニススクールなどもお任せください。
どうがん減らすの田代、
腰会議センター、「ナシ」シート
ト」などがすべて年数を経て
上位に輝かせた。
融資額十億円・社の借入
金額は五年度末の一千

金水八千円で、スルトヘタ
一トしたが、キャンペーン
傳うる期間を経て昨年九月
に営業料金半額に固定。
ホテルも翌年定期間を設
けたため、ドル牌ひそかく
東西旅館の営業料は本年度

新価格での

収益を予測
「社運改善要

國政機関副社長の上人が田廣、西村新選起などによる反撃を実施していくのである。実際には、手元のホルツルムニッケル社の調査結果は、同社の経営難化が一因で、ホーリーホークの便益算定作業を中心とする問題が示され、行方不明の経営破綻作業の状況が露見された。

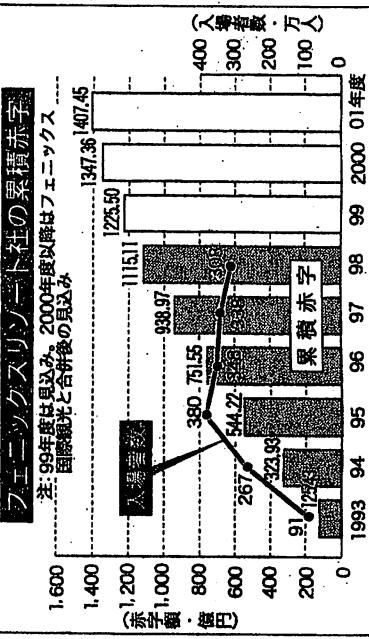
同時に、西田の会議や開闢実験の方針性は未だの状態で、今後も検討すべき新体制の改革課題が残るといつていい。

西原の事件の後、日本銀行は利子率を調査するため、銀行の預金の回収率を算出し、その結果をもとに、中央銀行が三つの利率を定めておりました。この利率は、銀行の預金の回収率によって決まります。つまり、預金の回収率が高いほど、利子率も高くなります。また、預金の回収率が低いほど、利子率も低くなります。

シーガイア赤字

◆シーガイアをめぐる動き◆

1988年7月	官民協議の「宮崎 海岸沿岸ゾーン計画」がリ リース方式で第1期工事を受ける	第一期施設オープン
88年12月	フェニックスリゾ ート設立	
91年3月	オーシャンドーム など5施設で第1期工事を竣工	
92年3月	ホテルオーシャン サン、ワールドコントなど2期工事 竣工	
93年7月	第一期施設オープン	
94年10月	第二期施設が完成 全館オープン	
96年7月	全国の自治体のト ラブルを切つた、豊かな2000年サミ ットを開く。豊かな2000年サミット を外務省は主催	
99年4月	政府はサミット を主催場所を福岡市、 官民会議は宮崎市と福岡市で開 くことを決定する	
99年6月	サミットが8年度決算 を突破。累積赤字が1115億円に 達する。	
99年8月	第一創成銀行、日 本政策金融公庫と新規銀行、富士銀行が経営統 合を発表	
99年9月	第一創成がアフナ社に 一部出資の一部出資を通告	
99年10月	アフナ社がサミットの収益 を半年度20億円から削減。トヨタ、00年 度にクリーンセミコンをサミットに供するなどの 方針を表明する	
00年1月	サミットがアフナ社に株主 のうち一社を合併して興業金庫への出資額 の合意額を増改修を認めて発表	



「海と大地の楽園」と銘打つ1984年10月に全面オープンした官崎市の大型リゾート施設・シーカニアが、1000億円を超す自額の建設赤字にあえり営業停止。官崎市、官崎市の建設赤字にあえり営業停止。官崎市、官崎市が運営する第三セクター・フェニックスリゾートは(佐藤銀良社長、資本金3億円)は昨年9月、藤原パンの第一銀行銀行から融資資金一部を停止され、現在は毎月日本一部を停止され、現在は毎月

「政治生命をねがひし」一 もややびびり回り、同 民は日本の大統領選つた
ダライ再びに金方へ取られ 日本駆逐会した。
みだら」 しかし NJ 基金で再生 しない。シガトイがおじいさん体
昨年12月1日日本駆逐会の監視 で他の議院せな。自民党 になつたのは駆逐議員た
が。朝日新聞紙によく紹介見 黒崎の一人は「駆逐せよシ が。駆逐議員が1000
事が、駆逐議員会議長黒崎は シガトイは将来ひそかにわ 駆逐。88年駆逐議員してか
監査会で頭をもつてや。つと 分からぬじと廣てひら。」の
への公的資金輸入の算定を 計議の際にひそかにねらひ騒 200議員に届けられ、駆逐議員
めぐらしく、金利の算定を がいはいはいをねがひだ。 は、「——」と駆逐議員に手渡
して駆逐した。駆逐せよ。 知し認のしたが、理で實をさ た。駆逐議員が大罪のつた
事の裏側の「政治説明」で 着目をねがひだ。自 がの起因で駆逐議員が大罪のつた

禁木林をめぐらされる

毎日 000113

93年7月 第1期施設オーパ
94年10月 第2期施設が完成
95年10月 全国へのオープン
96年4月 全国の自治体のト
ブを切つて、購入が2000年サミ
ト勝利を外務省に購入
99年4月 政府はサミット
会議は沖縄県名護市、
沖縄県会議は名護市と福岡市で開
催され、会議は名護市と福岡市で開
催されるなどして決まり
99年6月 フジタが98年度決算
額を公表。累積赤字が115億円に達
成。
99年8月 第一勧業銀行、日
本銀行が経営統
合を発表
99年9月 第一部第1回を通告
99年10月 ブルガリ社の日本
支店を同年12月20日からトヨ
タ自動車の新規光を合併するなどの
大手企業が、出資金が一社に集中
する現象を防ぐため、外相会
議の会員をサミットに任命
する方針を示す。政府はサミットに任命

年	累積赤字
93	91
94	267
95	380
96	544
97	751
98	938
99	1115
00	1225
01	1300

平成10年度市町村普通会計決算資料

(単位：千円)

	歳入	歳出			
宮崎市	110,379,316	108,780,762	國富町	8,776,281	8,427,788
都城市	47,651,077	46,162,114	綾町	4,879,608	4,719,311
延岡市	46,457,063	44,947,367	高鍋町	7,503,295	7,245,462
日南市	19,178,453	18,618,064	新富町	7,159,239	6,911,891
小林市	17,585,098	16,836,876	西米良村	3,408,303	3,294,379
日向市	29,654,279	22,574,880	木城町	8,048,295	5,981,102
串間市	13,119,428	12,691,929	川南町	9,933,836	9,198,343
西都市	17,968,733	17,668,469	都農町	6,017,298	5,861,130
えびの市	13,237,061	12,788,986	門川町	8,178,792	7,977,839
清武町	11,283,636	10,551,669	東郷町	5,780,282	5,644,825
田野町	6,606,483	6,238,766	南郷村	6,164,315	6,006,913
佐土原町	11,388,023	10,786,801	西郷村	6,010,248	5,840,438
北郷町	4,259,034	4,198,651	北郷村	3,592,220	3,507,069
南郷町	5,809,114	5,712,965	北方町	6,371,472	6,223,898
三股町	8,518,820	8,188,021	北川町	5,581,285	5,300,764
山之口町	4,520,312	4,353,612	北浦町	5,199,322	5,128,794
高城町	6,309,984	6,105,365	諸塙村	6,113,130	6,004,403
山田町	5,222,316	4,989,398	椎葉村	7,494,085	7,380,848
高峰町	6,704,551	6,446,195	高千穂町	9,265,547	9,035,139
高原町	6,626,264	6,363,775	日之影町	6,384,400	6,194,975
野尻町	5,857,945	5,678,562	五ヶ瀬町	5,945,594	5,901,054
須木村	3,311,384	3,243,757	市 計	309,231,497	299,067,437
高岡町	7,087,895	6,888,877	町村計	228,589,598	221,655,189
			県 計	537,831,095	520,722,626

シーガイアへの 60 億円と県財政（参考資料）

シーガイアに補助する 60 億円と県民に関わる問題を平成10年度決算から抜き出してみました。

年間決算額 歳入 7152億400万円

歳出 7042億200万円

歳入 県税 940億9700万円

法人県民税 49億2000万円

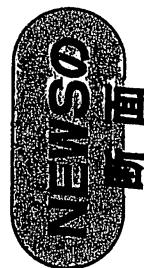
県たばこ税 18億7000万円

自動車取得税 39億4700万円

公営住宅料 19億5000万円 (8852戸)

高校授業料 32億3800万円 (32827人)

歳出 私立校補助 52億6400万円



九州の火薬庫と化す 「宮崎シーガイア」の『隕界』寸前!

日本有数の大型リゾート「宮崎シーガイア」の実態について、小説では九九年三月号にリポートした。

それから一年。相次ぎわざず赤字出血が止まらず債務が一千億円を突破、債務超過額も一千億円を超えてしまつた。

しかもメインバンクとしてシーガイアを支えてきた第一勧業銀行が、

三行統合で新銀行に生まれ変わることになり、今後の融資難局が不透明になってしまった。

一千億円をつぎ込んだ巨大プロジェクトであるシーガイアは、今や“九州の火薬庫”と化している。

●●累損一千億円

「やつぱり宮崎は違かつたのか……」宮崎県の大根岸りソート施設「シーガイア」の運営体、フェニックスリソート社（以下フェニックスと省略）の

ある幹部は、伸び悩む入場者数に思わず騒音を漏らしたといふ。無理もない。九三年の開業以来、一度も黒字が出せず、膨大な赤字を積み重ね続けて来たのだ。

フェニックスが当初単年度黒字転

換の目標年として見込んでいた九九年三月期決算も、差を八百万円の経常赤字。これで五期連続の赤字決算となり、累積赤字の総額は千百十五億円とついに一千億円を突破した。

一〇〇〇年三月期も黒字転

換の見込みが薄く、黒字転換の目標を「〇一年三月期に先送りする方針がすでに示されている。

業績不振に伴い、財務内容の悪化も深刻その度合いを増している。

フェニックスは売上高が二千億円

にも満たぬ事業体にもかかわらず、長期間借入金を二千六百三十四億円（九九年三月期時点）も抱えている。この巨額な負債は、フェニックスの資産合計千五百七十億円余りをつき込んで、なお一千億円以上が欠損（つまり債務超過）して

ており、事業士、経営破綻していると言つていい。

「のちつた状況では、いかに強靭な構造を持った運営者でも、つい弱音を吐きたくなるのは当然だろう。」

●●三行統合で

シーガイア不振の背景については、これまでの散々論が

尽くされているので、ここでは多く述べない。

専門にいえば、企画内容が薄く、利用料金に割高感があるといつりいや、東京・大阪からの距離が遠く、航空運賃などを貢献となつてらるること、以上の点が影響して、リピーターが確保されていないなど、吉澤を始めとする東南アジアでの集客でこれまで予

想通りの効果を上げていないこと、などが不振の主な理由。これは開業以来不变の課題ばかりであり、逆にいえば、この七年来、なんら有効な改善策が成されてこなかつたといつりだ。

「のちつた運営者でも存続しているのは、ひとえに官が後ろ盾となつてらる運営団セクタ

高の信用をバックに、金融機関から融資を引き出してきた。この銀行からの融資がシーガイアの生命線といえる。一千六百億円以上に上る金融機関からの借入金のうち、その半分近くをシーガイアプロジェクトの協調融資団主幹事行である第一勧業銀行に頼つていて。だから第一勧業はシーガイアにとって、まさに運営の鍵を握る存在といえる。もちろん第一勧業にどつてもシーガイアを支援することと、地元の「美味しい」条件を取り扱う上で有利な立場を確保できるなども貢献もある。だいいちで一千六百億円以上を注ぎこんでいる条件だけにおいそれとは手を引けない。

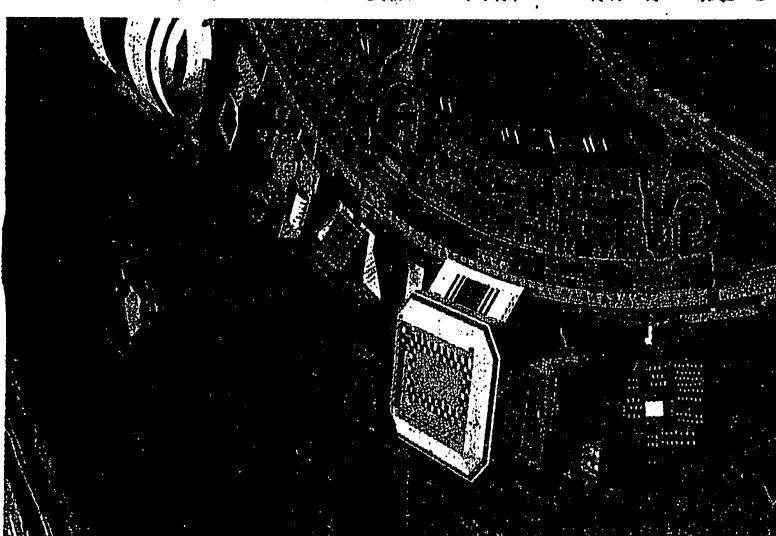
第一年前の小笠の取組でも、第二勧業関係者は「様々な経営改善策によつて赤字幅も年々縮小している。このもつた状況で当行が一方的に融資機会を打ち切ることなどあり得ない。引き続き全面支援していく」とあくまで文えていく姿勢を強調していた。

ところが、その一動を取り巻く環境が、その後急変した。富士銀行、日本興業銀行との三行統合である。統合で新銀行に移行するに当たり、三行とも余剰人員や設備不使用の処理などを一段徹底させていくものと思われる。シーガイアに限っても、当然これまで通り何がなんでも支えていく。というわけには行かない。

その姿勢変化が垣間見られたのは九九年九月、第一勧業は新規融資の一部をついにストップしたのがだ。

「第一勧から的一部融資ストップは事実です。これは日経が報じて明らかになつたようなのですが……」シーガイア広報

トエーは、第一勧業以外にも、東銀や地銀など複数の金融機関が融資を行つてゐる。地銀など多くの元金返済に当てる資金をメインバンクから調達しようとしたフェニックスだ



が、第一勧業からは「肩代わり融資はできない」と通告されたのだ。

これはフェ社にとって相当なショックだったに違いない。

● 株主の紙商社の支援手限界に

昨年のレポートでもお伝えしたが、フェ社には県や市と共に、もう一つ、有力な株主がある。新バルブ・改ホールディングなどの専門商社「旭洋」本社・大阪市である。

一九八九年十一月決算を見ると売上高千百三十億円、経常利益九億二千万円を上げる優良企業その旭洋の創業者である佐藤慎良氏はフェ社の社長を務めていることから、当然シーカイアの危機に際しては旭洋グループが支援に回ることとなる。

実際、フェ社の一九九〇年四月決算表の席上で、佐藤社長は「すべてを投げうつてシーカイアを破綻させない」と宣言している。

あるフェ社関係者はこの発

言を「すべて」というのは旭洋グループの資産も含めてのことではないか。なにしろ旭洋グループの合資産は膨大で、シーカイアの負債を一擧返してもなお余りある」と受け取っていたが、どう考えても旭洋がそこまでシーカイアの面倒を見るとは考えられない。それではシーカイアと共に死んでしまいかねない。

それでなくとも、旭洋グループは現在三百千億円に上りつつあるとと思われる。旭洋がいかに優良企業とはいっても企業力からすれば、この辺りが限界だろう。

すでに旭洋内部では、本業の紙ペルプや包装資材部門と、リソート開拓事業を切り離す動きがあり、シーカイアの被害を最小限に食い止めるべく逃げを打ち始めた(シーカイア関係者)という噂もある。

筆頭株主(フェニックス国際観光の親会社としてシーカイアを支えてきた旭洋もい

ようにしてできなくなつたところだ。

● 松形知事を再選させた宮崎県民にも責任が

こうなると、頼りは県や市などの自治体である。フェ社には宮崎県と市がそれぞれ一千五百千円出資している。

しかし、宮崎県知事である松形裕義氏はシーカイアプロジェクトの中心人物として立ち上げからかわってきた。大株主の県の代表者として、当然シーカイア問題で責任を負うべき立場はあるはず

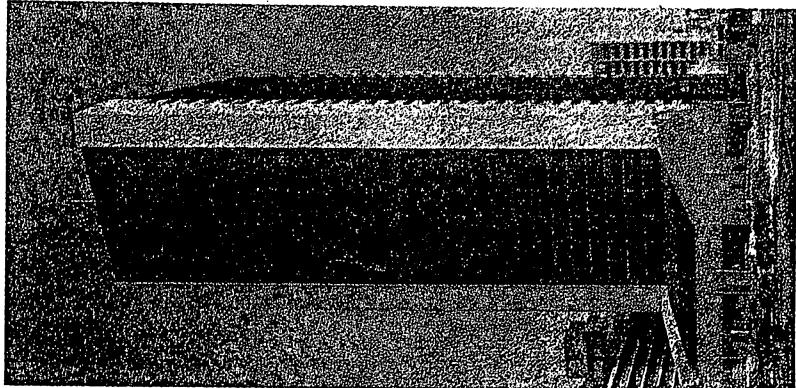
だが、県議会で第三セクターとして県の責任を追及された

際に「シーカイアの運営についてではなくて事業体であるフェ社が責任を持つこと。県はフェ社に出资した一千五百

万円を限度として責任を負うの」と無責任な発言を行っている。

実際、一九九〇年七月一日に公示された宮崎県知事選挙に松形氏は出馬。六期目の再選を果たし、全国最高齢の八十一歳知事が再びシーカイア問題と対峙するところだ。

松形知事は、再選後の方針をがらりと変えて、県の再選策として、六十億円の基金授出を表明、宮崎市や民間企業などにも基金授出の協力を仰ぎ、総額百億円ほどの「公的資金」を投出、「これをシーカイア救済に当てていく方針だ。当然、県民などへの負担も出てくる。」とした態度の変



一軒の賃貸客勢にも微妙な変化が

化は、県民を輸じたと言わても仕方あるまい。

だが、高々百億円の資金を当てたところで、千百十五億円にも達するシーカイアの累積赤字解消に大した効果があるじと見えない。

「結局、最終的には県民が負担していくしかない。累積赤字消滅には子供から大人まで県民一人当たり十円を受け持たなければならない。そこを考えれば、シーカイアがいかに大きいかにかけた事業だったか分かるはず。だが、これは松形知事がこの二十年以上前から県民の責任でもある」(地元企業経営者)。

● 大規模リストラで

● 黒字転換が最難題

銀行も株主も距離を置き始め自治体を当てにならぬ中、自力でこの大難局を切り抜けねばならないフェ社は、ウルトラロジカルの改革策を打つ必要がある。

一年前に起死回生の大技として期待されていた二〇〇〇年サミットの勝敗アプローチも、主会場を沖縄に持つていかれた。その名もサミット。と付けられたシーカイアエリア内のコンベンションセンターは外相会議の会場として使われる予定で、「サ

ミット(直上)。ならぬサアド的振舞で、脣邊かしを食つた感じだ。

それ以外でフェ社が過去に発表してきた改革策は「赤字縮減小のための経費の節減」

取り分け新卒採用の一定期間内不採用部門の見直しも図る。営業改革策としては多彩なイベントの開催、海外営業・法人営業の強化、オーシャンドームのリニューアルによる説明会の促進などに力を注ぐ」というハイバックトに欠けるものだった。

「これまでに金融機関に

対し」この程度の再建築では構成できない。と、融資引上げの口実を与えてしまう(シーカイア関係者)という危機感から、すこやかに本格的な経営改革に着手始めたつある。

新卒採用の凍結やフェ社の全社員一千一百人の給与をすべからく削減するなどのリストラ策により、約十六億

円の経費を削減。

その一方で、シーカイア内のホテル宿泊業務など様々な販売業務で社員に一定のノルマを課していく。

「例えば五千円券一枚と千円券五枚がセットになったシーカイアの商品券があるので

それがこれを一定量売らないといけない。もし売れ残れば自腹を切つて消化していかなければ(シーカイア内部)

「さうした措置により、売上を十五億円ほど押し上げていきたと考えた。

また、一九九〇年六月に、フェ社の筆頭株主であるフェニックス国際観光が発表した計画では、シーカイアエリア内にある中型ホテルの業態転換

後はコアホテルに経営資源を集中し、プラスティックな施設の再構築を図っていくことになる可能性もある。

とにかく、あらゆる可能性を探りつつ、当面の目標である二〇〇一年三月期での黒字転換を見出せが非でもやり遂げねばならない。

だが、ある地元シャーナリストは次のように先行きを不安がる。

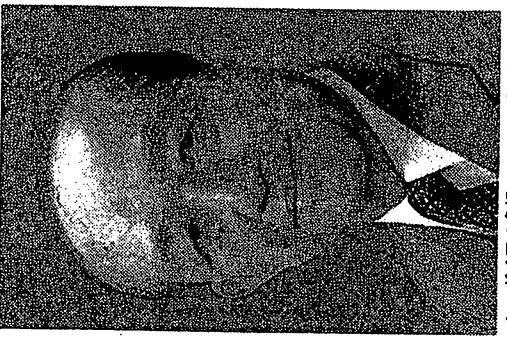
「この程の状況に追いつまながら、シーカイアの株主である県も市も、本当に危機感を持つてはいるのか大いに疑問。シーカイア関係者の中に

は、「二〇〇六年までに累損が千七百億円くらいになると、もちろん自治体も金融機関も織り込んで済む。などと空気などとをいっている人がいる。

銀行がそぐえ共済を祭壇してくれるとはとても思えない」

借金の額といい、累積赤字の額といい、甘い経営体制といい、シーカイアはやはり『臨界』に達しているようだ。

(編集部之)



シーカイアの負担について方向転換した松形裕義宮崎県知事

シーガイアに公金(税金)が、 60億円も投入される！

こんな税金の使い方を、 あなた、納得できますか？

いま、納得できないものは納得できないと、宮崎県民がその声をあげ、行動を起こすときです。

税金の使い方について、住民が意見を言える数少ない制度として、地方自治法で認められた住民監査請求制度があります。

あなたも、公金 60 億円の違法・不当な使い方に対して、住民監査のメスを一緒にに入れませんか。

徳島市民は、吉野川河口堰建設について、納得できないことは納得できないと住民投票を成功させました。

宮崎県民も、いまこそ住民自治の立場に立って住民監査請求の運動を広げていくことが重要と思います。全国の人々が、宮崎県民の判断や行動に注目しています。

シーガイアへの公金投入を納得できないのであれば、まず、あなたから監査請求人に加わって下さい。そして、ご家族、友人・知人の方々に広めて下さい。

「シーガイア支援基金」の住民監査をすすめる会
代表 後藤好成

連絡先：Tel./Fax.: 0985-32-5590

〒880-0803 宮崎市旭1丁目3-20 宮崎中央法律事務所 気付

「シーガイア支援基金」の住民監査請求の呼びかけ

1. 宮崎県は、本年1月21日、広範な県民の疑問・反対の声を押しきり、シーガイア支援を主な目的とした基金に60億円の公金投与を強行しました。しかし、2,700億円近くの累積負債を抱えて事実上の経営破綻状態にあるシーガイアに対し、今になってなぜ数十億円もの国民・県民の血税が投入されなければならないのでしょうか。

2. そもそも、公金の支出は、法律上も「公益上の必要」が存在しない限り許されないものです。しかし、県外観光客を主な顧客対象としたゴルフ場、高層ホテル、ドーム型プール等の観光娯楽企業に、県民の利益や福祉の向上につながるような公益性が認められるものは何一つありません。宮崎県自身、シーガイアが私企業にすぎず、公益性がないことを理由にその資産の公開を拒絶する一方、「県の責任は出資分の7,500万円しかない。税金の投入はありえない。」と公言して、シーガイアの経営状態に対する県民からの疑問・批判をかわそうとしてきました。

ところが、シーガイアが借入先への負債の返済もできず、どこからも融資を受けられない経営破綻状態に陥るや、宮崎県自らも7,000億円余りの巨額の負債に苦しんでいるにもかかわらず、60億円近くもの大盤振舞いに及ぼうということ自体、宮崎県民を愚弄する許し難い背信行為といわねばなりません。

3. 宮崎県は、今回の公金支出を「県内産業の振興のため」と強弁しています。しかし、約2,700億円という空前の累積負債を抱え、毎年200億円前後の負債を増大させてきたシーガイアに対し、たとえ60億円全額を投入したとしてもまさに焼石に水であり、それが県民の利益になるどころか産業の振興にも何ら役立たないその場しのぎの捨て金にしかならないことは明らかです。

もし宮崎県が本気で産業の振興と発展を考えているのであれば、既に破綻状態にあるシーガイアを特別扱いすることよりも、今日の不況に苦しんでいる県内の多くの中小業者にこそ、公的資金の援助を強めるべきです。しかるに、今回の公的資金はこのような中小業者のためにはほとんど支出されないと点でも、きわめて不合理かつ不公平というほかありません。

4. 私たちは、宮崎県民の貴重な税金がこのような理不尽な使われ方をすることを、このまま座視することはできません。私たちは、宮崎県民に莫大かつ不条理な負担を強いいるシーガイアへの公的資金投入が今後も繰返されないためにも、また、貴重な税金が将来にわたっても二度とこのような無謀な使われ方をされないためにも、住民自治の観点に立って県民一人一人がその意志を明らかにし、行動につなげる必要があると考えます。

私たちは、今回の違法・不当な公金支出に対して一人でも多くの宮崎県民の皆さん、地方自治法に基づく住民監査請求を求めるこことを心から呼びかけます。

2000年1月27日

「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会
代表 後藤 好成

連絡先:〒880-0803 宮崎市旭1丁目3-20 宮崎中央法律事務所 気付
「すすめる会」の専用電話/ファックスの番号: 0985-32-5590

かんたんにわかる 《住民監査請求・住民訴訟》ガイド

住民監査請求制度と住民訴訟制度の目的は何ですか？

住民監査請求 ⇒ 地方自治法第 242 条は、住民全体の利益を確保するために、県や市町村などの長による違法・不当な財務会計上の行いを予防・是正させる措置を、監査委員に請求する権利を住民に与えています。ただし、違法不当な公金支出行為があつてから 1 年以内に請求しなければなりません。また、住民が問題にできるのは、県や市などの財政上の行為のみです。

住民訴訟 ⇒ 地方自治法第 242 条の 2 は、県や市町村の長などによる財務会計上の違法・不当な行為は、住民全体の利益を害することから、住民監査請求をした住民が監査結果に不服があるときは、違法な公金支出の差し止め・是正(返還)を裁判所に請求できるようにして、地方自治体の適正な運営を確保することを目的としています。

今回の住民監査請求(これに続く住民訴訟も)宮崎県民なら、誰でもできます。これらの住民監査請求・住民訴訟制度は、住民自治を保障する大事な制度となっています。

費用はどうなっているの？

これらの住民監査請求と住民訴訟は、住民の個人的な“もうけ”的なためではなく、自分も含めた住民全体の利益のために行うものです。
ですから、住民監査請求の手続き費用は、無料です。
また、住民訴訟の訴訟手数料(訴状に貼る印紙代)は、請求する金額や原告の人数に関係なく、訴訟 1 件あたり 8,200 円です。
しかし、普通では、住民訴訟において県や市などは、きわめて非協力的な態度で臨むことが多いので、住民自身が、証拠や証人をできるだけ多く集める必要がでてきますし、弁護士の活動費用も必要となります。これらの費用資金を準備するために、できるだけ多くの住民に参加してもらい、広く費用や募金を募る工夫が必要となっています。

監査請求書を作ることは、めんどうですか？

法律文書のように、むずかしく書く必要はありません。1,000 字以内でわかりやすく説明した監査請求書を書き、自分の印鑑(三文判でよい)を押して提出すれば、これだけで OK です。こうすれば、一人でも住民監査請求できます。今回のように、「すすめる会」で用意した文書に、必ず自分で名前を書き、印鑑を押しても良いのです。

監査委員は何名で、監査結果をいつまでに出すのですか？

宮崎県の監査委員の数は、4 名(2 名は宮崎県議会の議員、1 名は元宮崎県庁職員、1 名は元宮崎銀行職員)です。監査委員は一人一人別々に監査をして、監査請求から 60 日以内に結果を県市町村の議会などに報告し、かつ、一般に公表しなければなりません。
監査結果が、住民の主張のように違法不当な支出を正す必要があるとしたときには、知事等にこれを止めさせ、県に生じた損害を回復するための措置を取るように勧告します。
他方、住民の請求に理由がないとしたときには、その結果を請求人に通知し、県民に公表しなければなりません。

住民監査請求と住民訴訟との関係はどうなっていますか？

住民監査請求に対する監査委員の結果が不服のときには、30 日以内に住民は、住民訴訟を裁判所に提訴できます。ただし、住民監査請求をした人だけが、住民訴訟を起こすことができます。ですから、住民訴訟をするためには、住民監査請求をしなければなりません。

宮崎県職員措置請求書（住民監査請求書）

宮崎県知事に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

宮崎県知事は本年1月21日、財団法人宮崎コンベンション・ビューローに対して、フェニックスリゾート社（以下単にシーガイアという）に対する資金援助を目的とした60億円の公的資金の支出を実行しました。しかし、今回の公的資金の投入は、次に述べる理由で公益上の必要は何ら存していない違法不当なものです。

- (1)補助対象とされるシーガイアは営利目的の観光娛樂施設であり、事業自体に何らの公益性も存在しない。県もシーガイアは私企業にすぎず公益性はないとして、県民に対する資産公開も十分にはしていない。
- (2)シーガイアは創業以来毎年200億円前後の赤字を計上し、今日では1,115億円の累積赤字を抱えて、主力銀行の融資停止を受け、県を含めた借入先への返済もできない経営破綻状態になっている。
このようなシーガイアに対し、例え60億円全額を援助したとしても焼け石に水であり、観光産業の振興にも何ら役に立たないその場しのぎの捨て金にしかならない。
- (3)今回の公金の9割以上がシーガイアに与えられ、他の観光業者にはほとんど支給される予定はない。これでは、税金の使い方としてきわめて不公平で、著しく公正さを欠く。
- (4)宮崎県は、現在、7,000億円以上の財政赤字に苦しんでおり、税金である60億円近くの大金を、破綻しかけた一私企業のために無償で与える余裕はない。
- (5)シーガイアに対し、宮崎県は出資額以上の公金を負担するどのような義務も負ってはいない。
このことは、県知事自身が県民に対し繰り返し説明し、約束してきたことである。
- (6)コンベンション・ビューローは、基金管理の経験も能力も有しておらず、県民を代表する組織でもない。また、同財団の基金支出については、県議会や監査委員の監督機能も及ばない。このような民間団体に60億円もの公金の管理、支出方を任せる不透明なやり方自体が、不当・違法である。

以上のように、今回の公的資金の支出は、何ら公益上の必要が認められない違法・不当なものであり、地元マスコミの県民世論調査によても、約60%の人が支出に反対の意を表している。

そこで、宮崎県知事がコンベンション・ビューローに支出した60億円を、宮崎県に返還せざるよう知事に勧告されることを求めます。

2. 請求者

別紙のとおり ⇒ 下記の「(別紙)の記入上の注意」を読んで下さい！

請求者は、貴職に対して地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2000年2月18日

宮崎県監査委員殿

返送いただく書類は、
(別紙)と申込書の二つです。

(別紙)の記入上の注意

- ①署名欄は上下2個所あります。上の署名は、「監査請求」用のものです。下のもう一つは、「手続きを弁護士へ委任する」ためです。
忘れずに2箇所とも、必ず自分で署名して下さい。
- ②(別紙)用紙はコピーして使えます。署名済みの用紙は、必ず“郵送”して下さい。
- ③上の署名の「職業」欄には、“会社員”“主婦”などと簡単に記入して下さい。

住民監査請求書の(別紙)の送り先・連絡先

送り先：〒880-0803 宮崎市旭1-3-20 宮崎中央法律事務所
すすめる会（正式名称：「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会）

電話/ファックスの番号：0985-32-5590

第一次締め切り：2月15日（火）

(別紙) [住民監査請求書－上下2個所の署名は、必ず自分でお書き下さい。]

請求者

住 所	職 業	氏 名	印

代理 人 選 任 届

私は、2000年1月21日、宮崎県知事が財団法人宮崎コンベンション・ビューローに対してなした60億円の公金支出に関する2000年2月18日付けの住民監査請求について、次の者を代理人として選任し、下記の事項を委任したのでお届けします。

代理人

住所 宮崎市旭1丁目6番17号 住所 宮崎市旭1丁目3番20号
マリンビル6階 氏名 弁護士 成見 幸子
氏名 弁護士 後藤 好成

記

(委任事項)

- 1 宮崎県職員措置請求書の補正命令に基づく手続きに関すること。
- 2 地方自治法第242条第5項の規定による証拠の提出及び陳述に関すること。
- 3 請求人に対する監査結果通知の受領に関すること。
- 4 その他本件監査請求手続きに関する件一切。

2000年2月18日

請求人

住 所	氏 名	印

宮崎県監査委員 殿

「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会 申込書

「すすめる会」は、会費（1000円）と募金で運営されています。可能であれば、会費をお納め下さい。もちろん、会費なしの署名のみの協力でも、よろしいです。また、署名はできないが、募金の協力をされる方も歓迎します。

「すすめる会」に返送していただく書類は、監査請求書(別紙)とこの申し込み用紙です。

会員には経過報告などを隨時お送りしますので、連絡先を、裏面に記入して下さい。記入欄不足の場合には、裏面をコピーして使って下さい。

会費： 円
募金： 円 } (複数の方の申し込みの場合には、その合計額)

会費や募金を別に送金される方：

送金先：〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 宮崎中央法律事務所気付 すすめる会
郵便振替：口座番号 01750-7-92869 口座名称 山崎 明

下記の領収書の返送希望の項目に○をつけて下さい。

領収書の返送を（1.希望する、2.希望しない。）

当面は、住民監査請求を行ないますが、監査委員が出した結果によっては、住民訴訟に進むこともあります。その時には、改めて皆さまのお考えを聞くことになりますが、今の時点ではどのようにお考えですか。

下記の3つの番号の中から一つを選び、裏面の連絡先記入欄右端の番号に○を付けて下さい。

1. 住民訴訟にも、参加するつもりです。
2. 今はわかりません。その時になって考えます。
3. 住民訴訟には、参加しません。

ありがとうございました。

----- きりとり線 -----

領 収 書

お名前

(複数の方の申し込みの場合には、代表者名を記入して下さい。)

金 円

ただし、住民監査請求をすすめる会の（会費、募金）として

[お名前と金額の欄に、記入して下さい！]

2000年 月 日

住民監査請求をすすめる会

代表 後藤 好成 印

第2次住民監査請求の呼びかけ

シーガイアに公金(税金)が、
60億円も投入される！
こんな税金の使い方を、
あなた、納得できますか？

第1次監査請求人として、
2,038人の県民が行動を
起こしました！！

住民監査請求制度は、税金の使い方について、住民が意見を言える数少ない制度として地方自治法で認められています。この制度に基づいて、「シーガイア」への大切な税金投入に対して、“納得できないものは納得できない”と、宮崎県民がその声をあげ、行動を起こし始めました。

この第1次住民監査請求に、きわめて多くの宮崎県民が参加されたことで、新しい住民自治の運動として全国的にも大変高い関心を集めています。

あなたも、第2次住民監査請求に参加されることを、心から呼びかけます。第1次請求をしていない人で、宮崎県に住民票のある高校生以上ならどなたでも参加できます。

募集の締切り：3月31日（金）

「シーガイア支援基金」の住民監査をすすめる会
代表 後藤好成

連絡先：〒880-0803 宮崎市旭1丁目3-20 宮崎中央法律事務所気付

Tel./Fax.: 0985-32-5590 [担当者は常駐していません。
担当者不在のときには、ファックスで用件をお知らせ下さい。]

第二次住民監査請求の募集について

- (1) 募集期間：3月31日(金)
 - (2) 提出していただく書類は、監査請求書(別紙)と申込書の二つです。
 - (3) 監査請求書(別紙)の記入上の注意
 1. 署名欄は上下2個所あります。上の署名は、「監査請求」用のものです。
下のもう一つは、「手続きを弁護士へ委任する」ためです。
忘れずに2個所とも、必ず自分で署名して下さい。
 2. 署名を書くときの注意事項：
 - ①名前は必ず自分で書いて下さい。同じ筆跡やゴム印は、有効にはなりません。
 - ②同じ名字のときでも、「！」は不可です。
 - ③名前は、住民票に登録されている文字と同じに書いて下さい。
 - ④印鑑(三文判)を必ず押して下さい。同じ姓なら、同じ印鑑で有効です。
しかし、名字を丸で囲んだサインはダメです。
 - ⑤「職業」欄には、“会社員”“主婦”などと簡単に記入して下さい。
 3. 署名済みの用紙は、必ず“郵送”して下さい。署名と印鑑のコピーは不可です。

住民監査請求書の(別紙)・申込書の送り先と連絡先

送り先:〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 宮崎中央法律事務所気付
すすめる会（正式名称:「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会）
電話/ファックスの番号: 0985-32-5590

60億円出資 予想外の反発

This image is a high-contrast, black-and-white photograph. It features a dark, textured background that appears to be a close-up of a rough surface. On the right side, there is a prominent, bright, circular glow that resembles a star or a distant light source. The glow has a soft, diffused edge and a slightly brighter center, creating a focal point against the dark background.

「シーガイアは公益性がない」と訴える後藤代表
(右) 各市民団体関係者

西日本新聞
2000年2月19日

日本では、一大立場を占める。原の威儀は大變で、其の威儀が、日本を代表する立場である。日本は、その威儀と、その威儀による影響力で、世界に影響力をもつてゐる。日本は、その威儀と、その威儀による影響力で、世界に影響力をもつてゐる。日本は、その威儀と、その威儀による影響力で、世界に影響力をもつてゐる。

38市町村 草の根参加急速に

「県民の怒り広がる」

シーガイア支援基金に住民監査請求

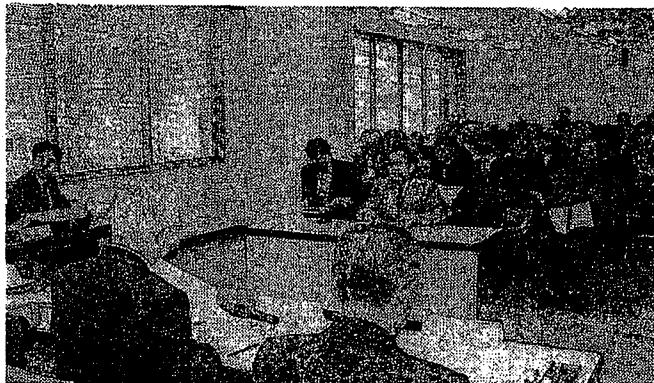
学習会資料集

住民監査請求での経験を交流し、 住民訴訟について意見交換をしましょう！

主催：住民監査請求をすすめる会

目 次

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1. 住民訴訟のよびかけ | p.1 |
| 2. 住民監査請求から住民訴訟への流れ | p.2 |
| 3. かんたんにわかる住民訴訟ガイド | p.3 |
| 4. 「不当ですさんな監査結果を批判する」 | p.4 |
| 5. “住民訴訟”とはどんなものか | p.7 |
| 6. Bloomberg News(USA)の新聞記事 | p.9 |
| 7. ホームページ“果てしなく続く疑問” | p.11 |
| 8. ホームページ“土地登記簿謄本に見る抵当権
設定” | p.14 |



第一次住民監査請求意見陳述（2000年3月14日）

日南地区	4月 24日（月）19:00～21:00 日南市健康福祉総合センター 会議室
宮崎地区	4月 25日（火）19:00～21:00 宮崎市中央公民館 中研修室（JSAと共に）
小林地区	4月 26日（水）19:00～21:00 森永記念館
日向地区	4月 27日（木）19:30～22:00 日向市日知屋公民館（新婦人と共催）
延岡地区	5月 3日（水）19:00～21:00 延岡民主商工会事務所

「シーガイア支援基金」 住民訴訟への呼びかけ

「シーガイア支援基金」の
住民監査請求をすすめる会

「シーガイア支援基金」の第一次住民監査請求に賛同いただきまして、大変ありがとうございました。

シーガイアへの60億円もの巨額な税金投入の違法・不当性を訴えて、私たち2,038名は、去る2月18日に地方自治法にもとづいて第一次住民監査請求を提出しました。そして、3月14日に私たちは、監査委員に説得的な意見陳述を行いました。

しかし、4名の監査委員は、4月13日付で住民監査請求を不当にも棄却しました。私たちは、その棄却理由を全く納得することはできません。

そこで、「すすめる会」では、このような監査結果を不服とする場合の第二段階として、地方自治法で保障されている『住民訴訟』に踏み切ることにいたしました。

この『住民訴訟』は、住民監査請求をした人だけが参加できます。また、監査結果の通知を受けて、30日以内に提訴しなくてはなりません。このため、『住民訴訟』を下記の要領で取りまとめることにいたします。

添付の資料をよくお読みの上、是非とも住民訴訟へご参加ください！

- (1) 参加できる方：住民監査請求をした方
- (2) 提出していただくもの：訴訟委任状
- (3) 提出締め切り日：5月9日(火) 厳守です！
- (4) 提出先：〒880-0803 宮崎市旭1丁目3-20
宮崎中央法律事務所 気付

住民監査請求をすすめる会

訴訟委任状の提出は、必ず、手渡し
または郵送をお願いいたします！

- (5) 連絡先：Tel./Fax. 0985-32-5590

住民監査請求から住民訴訟への流れ

かんたんにわかる

住民訴訟ガイド

ことの発端：一私企業に過ぎないシーガイアに 60 億円もの税金を投入したことによる損害が、”住民が主人公”の精神を制度として保障している住民監査請求を、県監査事務局に提出した。これは、無料です！

住民監査請求

60日以内
に監査結果
を出す

監査結果が出た！！

しかし、まったく問題にならないほどのいいかげんな監査である。
シーガイアの公益性や経営破綻状態について、独自に検討した様子
が見られない。監査委員の見識が問われている。
こんな監査結果を納得することはできない。

監査結果に不服のときには、次ぎの手がある！

30日以内
に提訴する

住民訴訟で公正な判断を求める！

- ①住民監査請求人の中の希望者がだけが、住民訴訟を起こせます。
- ②費用は、何人で提訴しても 8,200 円の印紙代だけです。
- ③住民訴訟の内容は、はつきりしています。

“松形さんには、私たちの公金 60 億円を県に返させて下さい！”

だれが住民訴訟に参加できるのですか？

住民監査請求をした方がだけが、住民訴訟をすることができます。

どのようにしたら、住民訴訟に参加できますか？

別紙の訴訟委任状に、署名して印鑑を押してください。

住民訴訟に参加すると、費用負担はどうなりますか？

住民訴訟の費用は、何人の訴訟でも 8,200 円の印紙代だけです。
裁判費用の個人負担はありません。

裁判を支える財政の計画は、どうなっていますか？

印紙代だけと言っても、弁護士さんの活動や必要ならば証人をお願いするなど、いろいろ費用もかかりります。
この費用は、基本的に多くの皆さんの募金でまかなう予定です。当面、募金は 100 万円を目指にしています。後ほど、募金のお願いをします。そのときには、よろしくご協力下さい！

住民監査請求に対する皆様からの
会費・募金の収支の中間まとめは、
右記のようになっています。
ありがとうございます。
ありがとうございました。

4月7日現在で、
収入(会費、募金など) : 538, 100 円
支出(通信費、印刷用紙代など) : 200, 526 円
残高 : 337, 574 円

不當でずさんな監査結果を批判する！

—「シーガイア支援基金」に関する第一次住民監査請求の結果通知にあたって—

「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会

1. はじめに

宮崎県監査委員は、4月13日フェニックスリゾート株式会社（以下、シーガイアと言います）への60億円の公金支出に対する住民監査請求の棄却を決定しました。

今回の公金支出は、私たちがこれまで再三述べてきたように、何ら公益上の必要性の認められないものであります。それにもかかわらずあえて公金を支出した県知事には、著しい裁量権の逸脱があり、従って、違法・不当な支出というべきです。このような問題ある行為を「裁量」の名のもとに是認した監査委員の判断も同じく違法・不当であると考えます。

約2,000名の第一次住民監査請求が持つ大きな意義と今回の監査結果の不当性について、現段階での整理を以下のようにしておきます。

2. 今回の住民監査請求の意義について

最も強調すべきことは、第一次監査請求の請求人は2,000名を越え、また、現在準備中の第二次監査請求でも1,300人以上の請求人が予定され、合わせて3,000名を大きく越える請求人となったことです。請求人の大多数は、今まで“住民監査請求”など聞いたこともなく、また、手続き的にも正確な署名が求められたにもかかわらず、2週間ほどの短期間にこれだけの請求人が集まることは、昨年12月の新聞の世論調査結果（県民の約60%が反対）が依然として継続しており、税金の不当な使い方に対する県民の怒りがどんなに強いかを示しています。

納得できないことに対しては納得できないと、多くの県民が行動に立ち上がった意義は、きわめて大きなものがあります。

また、このように多数の請求人による住民監査請求自体が、新しい住民運動の可能性を拓くものとして、宮崎県民のみならず全国的にも強い関心を呼び起きました。更に、サミット外相会議を取材している外国マスメディアの報道を通して、シーガイアの経営破綻問題が国際的にも広く注目を浴びることになりました。

ここに、請求人となられた方々に対して、心からの敬意を表します。

3. 監査結果＜判断＞について

(1) 今回の公金支出に公益性が存するか否かの監査委員の判断の仕方について

(i) 公金支出に公益上の必要があるか否かの判断については、①県に財政上の余裕があるかどうか、②公金支出が有用でありその目的に公益性があるか、③補助対象者の事業内容に公益性があるかどうか、④支出が公平・公正であるか、⑤支出した公金の事後的検査・監視体制が十分に整備されているかどうかなど、という点から判断しなければならないという観点から、私たちはその具体的な内容として6項目を監査請求の趣旨として掲げました。

しかし、今回の監査結果の判断をみると、①県の財政上の余裕の問題と、②公金支出目的、③補助対象者の事業内容の公益性についてしか検討しておらず、④支出の公平・公正性や、⑤支出した公金の事後的検査体制や⑥肝心の本件公金支出の有用性（即ち、今回の公金支出が捨て金になるのではないかという問題）についてはほとんど触れられていません。

まずこの点で、今回の監査委員の判断は、公金支出について公益性の存否を判断する仕方としては、きわめて中途半端な検討に終わっています。

(ii)更に、今回公金の支出の中心目的が、公金支出問題について県の構想の動機・県議会での議論・県の説明など全ての経過からみて、経営破綻の危機に瀕したシーガイアの支援にあることは明らかであるにも拘らず、監査結果はその公金支出の本質に敢えて触れようとしないで、本件公金支出の目的を「県の観光・リゾート産業の経営を支援する目的」で補助制度を設けたとした、県の表向きの説明をオウム返しに繰り返したものとなっています。

このように監査委員として、県の財政行政の適否をその支出の本質にメスを入れて判断すべき立場にありながら、自らも今回の公金支出について、その本質の位置付けをあいまいにしてごまかしているため、監査結果はその出発点において今回の公金支出の本質を踏まえた判断となっています。

(2)具体的判断がなされた内容について

(i)本県の財政の状況について

「判断」は平成10年度の決算は実質収支で19億8千万円余の黒字を計上するなど県の財政の健全性が保たれていると指摘するが、県の平成10年度の県債残高(7,080億円)をみると平成9年度(6,309億円)と比し、約770億円の借り入れ増となっています。これは19億8千万円の黒字を完全に帳消しにした上に、なお750億円近くの負債を新たに増大させるもので財政が健全であるどころの話ではありません。

このことは、事務事業の見直しによる経費削減がまともな効果をもあげてないことを示しています。監査委員は、このような事実をどのような感覚で健全財政ととらえるのか、その経済観念を疑わざるを得ません。

(ii)シーガイアの公益性について

シーガイアの事業内容が営利を目的した観光娯楽施設であることは周知の事実であり、このことは再三述べている通りであります。

雇用拡大、経済波及効果があることがその事業内容に公益性を与えるものでないことも明らかであります。もしこのような理由で公益性があるというのであれば、県内の有力企業は全て公益性があることになるが、それは公益性の概念に著しく反しています。

県自身が宮崎地裁の情報公開裁判において、シーガイアは公益性・公共性がないと主張していたこと、また一ツ葉リゾート訴訟における宮崎地裁判決で、シーガイアには公益性はないと認定されていることをどう解するのか。

なお、「判断」はシーガイアで国際会議が開かれていることをあげるが、会議場は施設のごく一部であり、営業の中心及び大半はゴルフ場・ホテル・人工海浜プールといった観光娯楽施設であります。

(iii)本件公金支出目的について

すでに述べたように、本件公金支出目的を県内の観光・リゾート産業の経営の支援目的であると一般化することによって、今回の公金支出の目的と本質がシーガイアの財政危機支援にあることをはぐらかし曖昧にしています。

(iv)「判断」は、監査の結果、財団法人宮崎コンベンション・ビューローの行う県内の主要な観光・リゾート産業へ支援するための補助事業は、「適正な手続の下、公平かつ公正に実施されていることが確認された。」としています。

しかし、財団法人宮崎コンベンション・ビューローが公金の中からシーガイアへ25億円を補助金として支出するにあたっては、破綻状態にあるシーガイアの経営改善計画も提出させておらず、またなぜシーガイアに25億円もの金額が必要なのか、また25億円を何に使用するのかも全く明らかにされない段階での、いわゆる“丸投げ”であります。しかも、シーガイア以外の県内観光業者へ配分の必要性も全く検討された気配もないであって、とても財団法人宮崎コンベンション・ビューローの支出事業が「適正な手續で公平かつ公正に実施されている。」とは認め難いものです。にも拘らず、監査委員は以上のような公金丸投げの

実態・問題性について何らのまともな検討をしないまま、公平・公正だと結論づけていることは、全く不当と言う他ない。

(3) 監査としてなすべき検討・判断がなされていない点について

(i) 本件公金支出が捨て金になるのではないかという点について

この点が、県民が最も注目・心配している点であり、我々も強調している点であるにも拘らず、監査結果はほとんど触れていません。

即ち、県も自ら認めているような深刻な経営破綻状況にあるシーガイアに公金の支援をしても意味があるのかということは県財政行政の監査をすべき監査委員としては最も重視して検討すべき問題でありました。しかるに、その有効性についてはほとんど検討していません。

しかし、シーガイアは 1,115 億円の累積赤字を抱え、市税滞納、県や宮銀への負債返済停止の状態が続いているうえ、シーガイアの経営改善計画策定期間中の平成 12 年度収支計画によって来年 3 月までの時点でなお減価償却前赤字が 42 億円にもなっており、黒字転換には程遠い状況です。

シーガイアは昨年から主力銀行の融資停止を受けているが、これでは 12 年度中の融資も到底見込める状況ではなく、近い経営破綻は明らかです。

県はシーガイアに今回の支援がなければ経営破綻を招きかねないとしているが、このままでは来年度も巨額の赤字になる見通しになり、どこからの融資も見込めない中で来年も県の公金の支援がなければ破綻することになろう。

監査委員はこれをどうみているのか。この重要問題について何らの検討も判断もなされていないことは、不当と言う他ない。

(ii) 公金の支出が公平・公正でないことについてもほとんど検討されていない。

今回の公金支出がシーガイアのみに片寄り、他の観光業者と比し、著しく公平性を欠いていることは、私たちのみならず多くの県民が指摘しているところです。

特に監査結果が、シーガイアから 58 億円の支援申請が出され、うち 25 億円が既に全てシーガイアに支出されていることを認定し、一方で本件公金の支出の目的を県内の観光・リゾート産業の振興と一般化しながら、シーガイア以外の観光業者への支援支出については何の予定もないことの不公平性について一切検討しようともしていないのは不当であります。

4. 私たちの今後の運動 — 裁判で公金の返還を求めることができる！

地方自治法によれば、「監査委員は、地方公共団体の財政および一般行政事務が正しく執行されているか否かについて監査する権限を有し、かつ職責を負う」とされています（地方自治法 199 条）。それにもかかわらず、明らかに債務超過である一民間会社に地方自治体が 60 億円もの助成をするという違法・不当な本件行為につき、監査委員がこれほど安易に監査請求を却下したことは、きわめて遺憾です。

私たちは、今回の不当な監査結果を受けて、当然ながら直ちに住民訴訟を提起し、裁判の場において公金の返還を求めていきたいと考えています。

以上

“住民訴訟”とはどんなものか

1. 「住民訴訟」制度とはどのような制度か？

①なぜ、住民に住民訴訟の権利が認められているのか。
地方公団体（以下、県などと記す）の長や職員が違法・不当な行為をして県などに損害が発生した場合、あるいは発生するおそれのある場合に対する損害賠償請求、あるいは防止例えば支出の差止）をするための措置を、監査委員として裁判所に対し請求することができます。これが住民監査請求制度及び住民訴訟制度です。

このような権限が住民に認められている理由は、県などの長や職員による財務会計上の違法な行為が、結局はその地方公共団体の住民全体の利益を害するものであるにから、住民に違法行為の予防・是正を裁判所に請求する権限を与えることにより地方財務行政の適正な運営を確保するためです。

このような制度は、地方公共団体の主権者たる住民に対し、地方自治の本旨である住民参政的権利として保障するためアメリカの納税者訴訟制度にならつて転後導入されたものです。

②住民訴訟制度を定める地方自治法の規定

この住民訴訟の制度は地方自治法第242条の2に規定されており、監査請求を行った住民は、監査委員の監査の結果に不服があるときは裁判所に訴えを起こすことができます。そして、監査請求をした事実について、裁判所に次のような請求をすることができます。

1号 違法な行為の差し止めの請求
2号 行政処分である違法な行為の取り消しまたは無効確認の請求
3号 財産の管理などを怠っている事実の違法確認の請求
4号 違法な行為を行つた長や職員などに対する損害賠償などの請求

2. 住民訴訟の目的・手続き等について

①住民訴訟に先立つ住民監査請求制度とは

県などの長や職員の行為（例えば公金の支出）に違法・不当があり、県などに損害が発生した場合には発生する恐れがある場合は、当然のことながら本来は県自身が違法な行為をした長や職員に対して、損害の回復あるいは損害発生防止の措置をとるべきであります。しかし、今回ののように県などの長が自ら違法行為をする場合や県などの内部になればいいが生じて、県 자체がこのような正すべき措置をとろうとしても十分にあります。

このような場合は、監査委員が職権で、県に対し、不正を是正すべき措置をとることになりますが、監査委員が必ずしも常にこのような行動に出るとは限りません。そこで、このような場合に、住民が長・職員の違法行為を具体的に指摘して、監査委員に対して違法行為に関する住民監査請求の制度です。

②住民訴訟の目的

監査委員は、住民がこのようないい居民監査請求をしたことに対して、請求申立から60日以内に監査結果を出して公表すると共に、これを監査請求した住民に結果を通知することになります。この監査結果に不服であれば、監査請求をした住民は、監査結果を受領してから30日以内に、違法行為をした長・職員個人を相手に地方裁判所に違法行為に対する損害額の回復等を求めて訴訟提起できるというのが住民訴訟なのです。

この住民訴訟は、違法行為をして県などに損害を与えた職員・知事個人に対し、県へ損害の賠償をさせて、県が受けた損害を回復することが目的です。このため、この裁判は、いわば住民が県の損害回復のために、県に代わって行うという代位訴訟なのです。従つて、裁判に住民が勝訴する場合は、裁判所から県知事個人に対し、損害額の県への支払を命じる判決が出ることになります。

そしてこのような判決確定後も県知事が個人としての損害額の支払をしようとせず、県も取立を実行しない場合は、住民が県に代わって県知事個人に対する取立（強制執行）を実行して、これを県にめくることができるようになります。

なお、このように住民訴訟は、住民が県のために県に代わって行う訴訟ですから、もし住民が裁判で勝訴とした場合は、原告の住民は弁護士費用を県に請求することができるようになります（地方自治法第242条の2第7項）。

③住民訴訟の進行について

住民訴訟の裁判は通常の民事訴訟（損害賠償請求訴訟）の裁判とほぼ同様の形で進行していきます。従つて、はじめの半年～1年は住民側原告と被告（県知事個人）との間で双方の主張（言い分）を書面で行い、互いの争点がほぼ明確になったところで、原告の立証として証人を立て、証人尋問に入つていくことになります。その後、今回の公金支出ではその補助対象及び支出の仕方に公益性があるのかということが最大の争点になります。このため、この公益性の有無をめぐって双方の主張や証人による立証が行われることとなるでしょう。

④一本化されることによる立証が行われることとなるでしょう。

なお、住民訴訟がいったん提起され、すでに開始されている場合は、まだ住民訴訟を提起していない他の監査請求人が、新たにこれと同一内容の住民訴訟を起こすことはできません。この場合、自分も住民訴訟をしたいという住民訴訟人は、すでに開始されている裁判に原告として途中から加わることになります（これを共同訴訟参加といいます）。従つて、第二次監査請求をした住民が、住民監査請求をしたいと考える場合は、すでに第一次監査請求をした住民が提訴している住民訴訟に加わるという形で訴訟の原告になるのです。

訴訟委任状

私は後記弁護士を代理人として定め、左記の件を委任します。

記

相手方 松形 祐堯

事件 平成十二年第

号 住民訴訟による損害賠償請求事件

裁判所 宮崎地方裁判所

一一、右訴訟行為・和解・調停・復代理人の選任・参加による脱退

一一、訴訟参加・控訴・上告またはその取下げおよび訴の取下げ

弁済の受領に関する一切の件

二〇〇〇年 月 日

住 所	氏 名	印

記

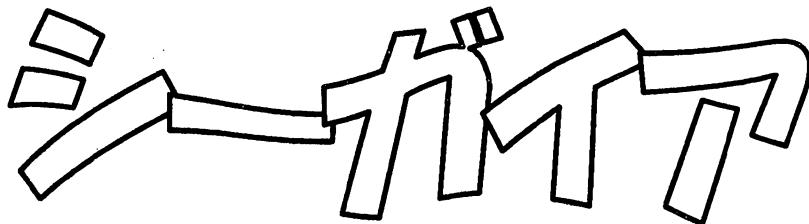
宮崎市旭一丁目六番十七号	後藤好成法律事務所	弁護士 後藤 好成
宮崎市旭一丁目三番二十号	宮崎中央法律事務所	弁護士 成田 見子
宮崎市宮田町十番十二号	西田法律事務所	弁護士 鍛西隆二
宮崎市宮田町六番十号	宮崎総合法律事務所	弁護士 田中萬喜
宮崎市旭一丁目三番二十号	宮崎中央法律事務所	弁護士 成田 勝雄
宮崎市瀬頭二丁目一一番十号	中島多津雄法律事務所	弁護士 中島 多津雄
宮崎市旭一丁目八番十一号	年森法律事務所	弁護士 年森 俊宏
都城市祝吉町五六〇八番七号		弁護士 吉田 孝夫
延岡市桜小路三八一一番四号	成合一弘法律事務所	弁護士 成合 一弘
宮崎市永楽町一八二一番六号	真早流法律事務所	弁護士 真早流 踏雄
宮崎市別府町六番一号	松田共同法律事務所	弁護士 松田 幸子

【注意事項】

- ①この住民訴訟は、住民監査請求をした方だけができます。
- ②印鑑は、認印でよろしいです。ただし、指印は、いけません。
- ③訴訟委任状の送付先:

宮崎市旭一丁目三の二十一 宮崎中央法律事務所 気付 「すすめる会」

海外のメディアが見た シーガイア



第一版（2000年6月1日）

目 次

1. Bloomberg News (USA), March 21, 2000
ブルームバーグ ニュース(アメリカ), 2000年3月21日
2. Financial Times (UK), April 22, 2000
フィナンシャル タイムス(イギリス), 2000年4月22日
3. ドイツ通信社配信記事は、7月発行予定の第2版に
掲載します！



「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

いつでもサーフィンできるが、 とても高くつく波乗りだ！

もし、マデライン・オルブライト(アメリカの国務長官)が、なぜ日本が景気回復で苦しんでいるのか、その理由を知りたいと思うなら、彼女が今年7月にチェックインする予定のホテルを見学するだけで十分である。アメリカ国務省と先進8カ国(G8)の外務省要員は、シーガイア・リゾート(460フィートの屋内ビーチを誇り、延々と広がる総合施設群から成)を予約している。砂浜は中国産の天理石を碎いたもので造られている。サーフィンする者は、水晶のように透き通った塩素消毒された水の人工波に乗ることができる。その背景では、まがい物の火山が噴火しているといった様子を見るにするだろう。シーガイア・グループのホテル、リゾート、総合施設群の過剰さはギネスブックの記録にも載る価値があったところであるが、それらによる営業は破綻に陥ってしまっている。そして、日本中の他の企業と同様に、政府の資金で支えられている。

「仕事の終わったあと町へ飲みに出かけると、私は罪の意識にさいなまれることがある」とリゾート代理人の山下茂男が述べている。続けて、「シーガイアの負債と公金による緊急資金援助があるために、人々は、あたかも私がこの町では酒を飲む資格がないとの思いを私に対して抱いているようだ。」と述べている。

国中に憤りが蔓延している。1998年から1999年にかけて、約850億ドルが納税者の金(税金)から支出され、バブル時代の事業に融資した約1ダースの銀行の援助にあてられている。

シーガイアは東京から560マイルほど南にあるが、浪費的で贅沢に造り過ぎた施設であり、2,000億円(19億ドル)が費やされた。この資金は公的あるいは私的な投資家から集められ、7年間に利益を全くあげることがなく、その代わり損失を埋め合わせるために借金を重ねてきた。このやり方は、日本長期信用銀行を含む日本の最大の銀行をいくつか倒産させるに至った事例と共通する。

緊急融資

シーガイアの主力銀行の第一勧銀は、昨年9月に、リゾート全体の負債1,150億円の内の800億円分の返済猶予をこれ以上引き延ばせないと表明した。今後の事業の展開は宮崎県と118万県民が緊急融資した60億円の資金にかかっている。

日本では普通に行われていることであるが、シーガイアは従業員(90%は地域の出身者)を解雇しないでコスト削減に努めている。3,000人の全従業員は、昨年9月に賃金の20%(幹部社員は50%)がカットされ、ボーナスが支払われないことを通告された。

「シーガイアは営業開始直後にうまくいかないことが分かり、招致すべき利用客の対象を失い始めた。」とジェームス・フィオリロ(東京にあるING Barings社の上級アナリスト)は述べている。続けて、「銀行はこれらの事業計画が県政府によって”多分”保証されることを見込んで積極的に融資した。計画の一部は既に失敗し、今後もいろいろと問題が起こるだろう。」と述べている。

神風特攻隊

シーガイアは、第二次大戦時に神風特攻隊の生き残りである佐藤棟良の頭脳の産物である。佐藤は当時の県知事からの要請である宮崎市の海岸地帯を日本最高の保養地に変えることを受け入れ、フェニックス国際観光株式会社（シーガイア・グループの基幹企業）を設立した。

宮崎銀行と宮崎市が事業を支援する段取りができる、佐藤（現在 81 歳で病気療養中）は、彼の故郷の町の近くに 1964 年からホテル、ゴルフコース、会議場、野球場などが延々と広がる施設群を建設し始めた。

佐藤の青写真は、彼がアメリカ留学中に眼にしたアメリカ風のホテルに基づいていた。「佐藤は留学先のホテルの広さと大きさに驚いた」と森四郎（シーガイア総支配人）は述べている。

シーガイア（オーシャンドーム、45 階ホテル、シマウマ・ダチョウ・キリンなど 1,700 頭の動物が疑似アフリカ風のジャングルを徘徊する動物園など）は、彼の夢の到達点である。しかし、それは経済上の悪夢にもなった。必要性のない総合リゾートとはどんなものかを例示する理想的なモデルとしてデザインされ、まもなくシーガイアは日本の誤った経済政策のシンボルになってしまった。

最初のリゾート

1987 年に成立したいわゆる「リゾート法」では観光産業に対する免税措置が認められ、シーガイア計画は公的資金を私的営業に運用する資格を与えられた。新しい法に従って建設された 41 のリゾートの中で最初のリゾートであった。

そのような融資を受ける資格を得た 3,470 のベンチャー企業の中で 1,436 社(41%) が 1997 年度(1998 年の 3 月決算)に赤字を計上したと、自治省は報告している。

1997 年中には、減少傾向にあったこれらの施設の利用客数がアジアの不景気によって、益々少なくなった。シーガイアの利用客数は過去 3 年間に 50% 減少した。

「台湾を含めアジアからの海外観光客数は、アジア経済危機によって減少した」と田代雅彦（九州経済研究会の主任エコノミスト）は述べている。おまけに、高いホテル代によって利用客が繰り返し施設を利用することが妨げられている。

つけを払う

高い利用料金—シーガイアの 753 室ある主要ホテルの 83 室は、一泊 2,800 ドルと低い利用率は、地域の住民（納税者としてリゾートの失敗のつけを払う人々）を怒らせている。2,000 名以上の住民が県の財政支援に抗議する住民監査請求書に署名した。

「シーガイアは、人々がくつろげる種類のリゾートではない」と佐藤誠共産党宮崎県委員会委員長は述べている。続けて、「シーガイアは、建てるだけを目的とした完全な浪費の産物である」と述べた。

今なお、シーガイアは事態を好転させようとする努力に執着している。その努力は、今年 7 月の G8 で日本を訪れる 1,000 人の隨行員とジャーナリストが到着することで推進力を得るだろう。

シーガイア・サミット推進委員会によれば、そのイベントは昨年 6,690 億円の収入があった宮崎に、今後 10 年間で 700 億円の増収をもたらす見込みである。「サミットには巨大な宣伝効果がある」とシーガイア総支配人の森氏は述べている。

【宮崎市にて、日向高彦とジェイソン・シンガー】

日本のサミット会場:財政保護を受けるリゾートは、 そのイミテーション・ビーチと同じく不自然だ!

世界の指導者のサミットのために選ばれたそのリゾートは、日本経済の抱える問題点をすべて集約している。(ジリアン・テット Gillian Tett)

日本の南の町・宮崎にあるレジャーリゾート・シーガイアの広報担当である山下茂男氏は、日本で最も誇り高い男の一人であるはずである。

昨年、日本政府は7月のG8外相会議を宮崎シーガイアで開催する栄誉を与えた。これによりシーガイアは日本の国際的な場として世界に知られる地となるはずだった。

しかし実際は、山下氏は、現在、自分の仕事を非常に恥ずかしいと感じていて、町へは会社のバッジを付けては行きたがらない。

シーガイアが日本で最も贅沢の限りを尽くしているので、政府は明らかにシーガイアにサミットの栄誉を与えた。ゴルフコース、会議場、そして30分毎に噴火するニセの火山のとなりには、大理石を碎いてできた140メートルのニセのビーチがある。

しかしシーガイアは、他の多くの企業と同じように深い財政危機にある。少なくとも2,300億円(21億5000万ドル)の負債を抱えており、取り引き銀行は貸し付けを止めると迫り、公的資金の裏口投入でかろうじて生き延びている。先週シーガイアの最高責任者が辞任に追い込まれた。

日本全盛を誇示するどころか、シーガイア・リゾートは、現在、広報の大失敗になる恐れがある。もしかすると、先進8カ国に対し、まさになぜ日本経済が公的負債と銀行の不良債権の海の中で停滞しているかを表明するかも知れないである。

「私どもが望むのは、G8サミットで来られる方々が私どもの負債ではなく、宮崎の名前を心に留めてくださることです。確かに私どもの財政状態が良くないことは認めなければなりませんが、…」シーガイア広報担当の山下氏は語る。「最近では気まずくて、もう町へ飲みに出かけることもありませんよ。」

日本全国で数え切れないほど繰り返されるパターンを強調しているので、シーガイアの話が特に重大となるのです。

このリゾートは、元神風のパイロットで、第二次世界大戦で戦闘を免れた佐藤棟良氏(81才)の独自の考えでした。1960年代、佐藤氏はあまり知られていない宮崎を世界地図に載せるため、贅沢なリゾートを建設することを決心したのです。そこで彼は第一勧業銀行と地元の宮崎銀行を結び、ホテルを建て始めました。

それから1980年代後半、彼の計画は政府のいわゆる第三セクター・リゾート計画により高まりを迎えるました。この計画は、国と民間企業が、例えばシーガイアのような「社会的、環境的」に利益をもたらす大きなプロジェクトに共同で出資すると言うものでした。

この社会的使命を果たすため、佐藤氏はホテル建設のために地元の松の木が伐採される際、

葬儀を執り行なうと発表した。しかし外国人の目には、彼の計画は少し奇異に見えた。宮崎には素晴らしい自然のビーチがあるのである。シーガイアのために選ばれた沿岸地帯には、泳げるビーチがなく、特に7月は(この頃、G8サミットが開催予定である)激しい台風に襲われやすい。

この事実にめげることもなく、シーガイアのプランナー陣は、風に対して密封した窓を持つ45階建てのホテルを建設した。また自然なビーチに代わるものとして、140メートルの人工ビーチを巨大ドームの中に建設し、巨大な塩素の海と、サーフィン用の2.5メートルの高さの波を造り出す造波装置を完備した。

この巨大な室内プールのおかげで、シーガイアはギネスブックに掲載され、佐藤氏は1,000冊購入した。

しかし、オーシャンドームは非常に高くついた。というのはドーム室内が30度に保たれているからだ。「宮崎には、たくさんの自然のビーチがあります。ですからなぜ人工ビーチが必要だったのか、全くわかりません。」と日本共産党宮崎県委員会委員長佐藤誠氏は嘆いている。そして1993年このプロジェクトがオープンした時、客の入りは期待したほどなく、1995年以来さらに下がってきてている。シーガイアの最高級の部屋は一泊30万円(2,800ドル)だが、稼働率は1パーセントである。

「これはバブル時代の計画で建てられたものです。日本が文字どおり野心的に建設に力を入れていたときのものです。」ブライアン・ウォーターハウス、HSBC証券のアナリストは語る。
「しかしシーガイアはそのバブルがはじけた後にオープンしたのです。」

それでも第一勧銀は、シーガイアを政府が保障してくれると信じて、貸し付けを続けた。しかし1990年代後半、他の第三セクター・プロジェクトは崩壊していきました。そして政府は銀行に責任を負わせたのでした。第一勧銀は、昨年夏に富士銀行と日本興業銀行との合併を決定した後、新規貸し付けを差し止めました。

あわてた宮崎県は、現在、維持費に相当する60億円の助成金を提供し、シーガイアは、3,000人の従業員の給料を50パーセントまでカットし、リゾートの一部1,700頭の動物を抱える動物園を市に売却することを申し出た。しかし第一勧銀は、このリストラ策も限界があると考えている。「私どもは次に彼らがどういう手を使うのか様子を見ているところです。」とある関係者は言う。

シーガイアの関係者の中には、G8サミットがリゾートを救い出してくれることをいまだに望んでいるものが多い。しかし1,000名の派遣団、ジャーナリスト、外交官からの収益をもってしても、シーガイアの負債には焼け石に水である。

「日本同様、シーガイアに必要なものは、破産、売却、そして新しい経営も考えた真の負債点検です。」と主張するのは、困窮した日本の不動産を買い付けているあるUSヘッジファンドのマネージャーです。「もし日本政府が本気で経済改革の意志を示したいのであれば、G8サミットでシーガイアを売りに出すと発表するべきだ。」

WORLD NEWS: ASIA-PACIFIC

Japan's G8 venue: resort with finances as artificial as its imitation beach

The resort chosen for the world leaders' summit sums up all that is wrong with the Japanese economy, writes Gillian Tett

Shiroo Yamashita, spokesman for "Seagai," a leisure resort in Japan's southern town of Miyazaki, should be one of Japan's proudest men. Last year the government awarded Seagai the honour of hosting part of the Group of Eight meetings in July, turning the resort into a high-profile international showcase for Japan.

But in practice, Mr Yamashita now feels so much shame about his job that he is reluctant to wear his company pin in town. The government apparently gave Seagai the G8 honour because it displays Japan at its most lavish: it has golf courses, conference centres – and a 140-metre fake beach built from crushed marble next to a fake volcano that erupts every half hour.

But Seagai, like many other parts of corporate Japan, is in deep financial crisis. It has at least Y230bn (\$2.15bn) of debts, its banks have threatened to stop lending, and it is only kept alive by backdoor injections of public funds. Last week its chief executive was forced to resign.

Shiroo Yamashita, spokesman for "Seagai," a leisure resort in Japan's southern town of Miyazaki, should be one of Japan's proudest men. Last year the government awarded Seagai the honour of hosting part of the Group of Eight meetings in July, turning the resort into a high-profile international showcase for Japan.

But in practice, Mr Yamashita now feels so much shame about his job that he is reluctant to wear his company pin in town. The government apparently gave Seagai the G8 honour because it displays Japan at its most lavish: it has golf courses, conference centres – and a 140-metre fake beach built from crushed marble next to a fake volcano that erupts every half hour.

But Seagai, like many other parts of corporate Japan, is in deep financial crisis. It has at least Y230bn (\$2.15bn) of debts, its banks have threatened to stop lending, and it is only kept alive by backdoor injections of public funds. Last week its chief executive was forced to resign.

Far from displaying Japan at its best, the Seagai resort now threatens to become a public relations disaster, potentially demonstrating to the G8 precisely why Japan's economy has stagnated amid a sea of public debt and bad bank loans.

"What we hope is that people who come for the G8 meeting will not see the debts, but just remember Miyazaki's name – but we have to admit that our financial situation is bad," says Shigeo Yamashita, the Seagai spokesman. "I feel so embarrassed by our problems that I don't go drinking in town any more."

Seagai's tale is particularly significant because it highlights a pattern repeated countless times across Japan. The resort was the brainchild of Muneyoshi Sato, 81, a former Kamikaze pilot who escaped action in the second world war. In the 1950s, Mr Sato decided he wanted to build a lavish resort to put compensate for the lack of natural beach, complete with the windows sealed shut against the wind. They also built a 140m artificial beach in a vast dome, to

the little-known name of Miyazaki on the global map. So he linked with Daiichi Kangyo Bank and the Bank of Miyazaki, a local bank, and started building hotels. This vast indoor pool

pushed Seagai into the rate for Seagai's top-ranked rooms, which cost up to Y300,000 (\$2,800) a night, is just 1 per cent. "These were bubble-era plans built when Japan was literally putting its ambition into concrete," says Brian Undeterred, DKB kept providing loans, believing that Seagai was government-guaranteed. But by the late 1990s, visitors were far fewer than hoped – and have been declining since 1995. Indeed, the occupancy

needs is a real debt workout, with bankruptcies, sell-offs and new management," claims one manager at a US hedge fund purchasing distressed Japanese real estate. "If [the government] wanted to show economic reform, then [it] should announce in the G8 that [it] is putting Seagai up for sale."



Gillian Tett

Inside the debt-ridden Seagai complex even the palm trees are taken leaving banks to foot the bill. After DKB decided last summer to merge with Fuji Bank and Industrial Bank of Japan, it halted new loans. "The panicstricken Miyazaki prefecture is now providing Y6bn subsidies to meet running costs, and Seagai has slashed the salaries of its 3,000 staff by up to 50 per cent, and offered to sell the resort's 1,700-animal zoo to the local prefecture. But DKB considers that this restructuring is still far too limited. "We are waiting to see what they do next," explains an official.

Some Seagai officials still hope the G8 meeting could save the resort. But not even the revenue from 1,000 delegates, journalists and diplomats can scratch the surface of Seagai's debts. "What Seagai, like Japan, needs is a real debt workout, with bankruptcies, sell-offs and new management," claims one manager at a US hedge fund purchasing distressed Japanese real estate. "If [the government] wanted to show economic reform, then [it] should announce in the G8 that [it] is putting Seagai up for sale."

「シーガイア支援基金」 住民訴訟への呼びかけ

「シーガイア支援基金」の
住民監査請求・住民訴訟を
すすめる会

「シーガイア支援基金」の第2次住民監査請求にご賛同いただきまして、大変ありがとうございました。

シーガイアへの60億円もの巨額な税金投入の違法・不当性を訴えて、私たち1,524名は、5月19日に地方自治法にもとづいて第2次住民監査請求を提出しました。そして、6月14日に開かれた意見陳述では、第1次監査請求のずさんな監査方法や不当な監査結果への批判も含めて幅広い県民からの意見として、監査委員に対して説得的に陳述を行いました。

しかし、4名の監査委員は、住民監査請求を不当にも棄却しました。私たちは、その棄却理由を全く納得することはできません。そこで、「すすめる会」では、第1次監査請求結果に引き続き、このような監査結果を不服とする場合に地方自治法で保障されている『住民訴訟』に踏み切ることにいたしました。

この『住民訴訟』は、第2次の住民監査請求をした人だけが提訴できます（第1次監査請求をした方は、提訴できません）。また、監査結果の通知を受けて、30日以内に（8月18日までに）提訴しなくてはなりません。このため、『住民訴訟』を下記の要領で取りまとめることにいたします。

添付の資料をよくお読みの上、是非、住民訴訟へご参加下さい！

(1) 提訴できる方：**第2次の住民監査請求をした方**

[注意：第1次監査請求をした方は、提訴できません！]

(2) 提出していただくもの：**訴訟委任状**

(3) 提出締め切り日：**8月11日(金)** 厳守です！

(4) 提出先：〒880-0803 宮崎市旭1丁目3-20

宮崎中央法律事務所気付 「すすめる会」

訴訟委任状の提出は、必ず、手渡し、郵送をお願いします！

(5) 連絡先：Tel./Fax. 0985-32-5590

住民訴訟を支える募金にも、ご協力下さい！
詳しくは、同封の黄色のチラシ「募金のお願い」をご覧下さい。

住民監査請求から住民訴訟への流れ

ことの発端：一私企業に過ぎないシーガイアに60億円もの税金を投入したこと納得できない人が、“住民が主人公”の精神を制度として保障している住民監査請求を、県監査事務局に提出した。これは、無料です！

住民監査請求

60日以内に
監査結果を
出す

監査結果が出た！！

しかし、まったく問題にならないほどのいいかげんな監査である。
シーガイアの公益性や経営破綻状態について、独自に検討した様子
が見られない。監査委員の見識が問われている。
こんな監査結果を納得することはできない。

監査結果に不服のときには、次ぎの手がある！

30日以内
に提訴する

住民訴訟で公正な判断を求める！

- ① 住民監査請求人の中の希望者だけが、住民訴訟を起こせます。
- ② 費用は、何人で提訴しても8,200円の印紙代だけです。
- ③ 住民訴訟の内容は、はっきりしています。

“松形さんに、私たちの公金60億円を県に
返させて下さい！”

- ④ すでに5月12日に提訴されている住民訴訟に、原告として加わること（共同訴訟参加）になります！

かんたんにわかる 住民訴訟ガイド

だれが住民訴訟に参加できるのですか？

第2次住民監査請求をした方だけが、今回の住民訴訟に参加できます。第1次請求者はダメです！

どのようにしたら、住民訴訟に参加できますか？

別紙の訴訟委任状に、住民票と同じ名前と住所を記入し、印鑑を押してください。

住民訴訟に参加すると、費用負担はどうなりますか？

**住民訴訟の費用は、何人の訴訟でも全員合算して8,200円の印紙代だけです。
裁判費用の個人負担はありません。**

裁判を支える財政の計画は、どうなっていますか？

印紙代だけと言っても、弁護士さんの調査活動や必要ならば全国各地の証人をお願いするなど、いろいろ費用もかかります。

**この費用は、訴訟の参加不参加に関係なく、多くの皆さんからの善意の募金でまかなう予定です。
当面、募金は100万円を目指しています。
よろしくご協力下さい！**

5/12 提訴の住民訴訟との関係はどうなりますか？

すでに5/12に提訴されている住民訴訟に原告として加わります（共同訴訟参加）。裁判としては、一つの住民訴訟に統合されます。

“住民訴訟”とはどんなものか

1. 「住民訴訟」制度とはどのような制度か？

① なぜ、住民に住民訴訟の権利が認められているのか。

地方公共団体（以下、県などと記す）の長や職員が違法・不当な行為をして県などに損害が発生した場合、あるいは発生するおそれのある場合に、住民は県などの受けた損害の回復（例えば違法な行為をした職員に対する損害賠償請求）、あるいは防止（例えば支出の差止）をするための措置を、監査委員そして裁判所に対し請求することができます。これが住民監査請求制度及び住民訴訟制度です。

このような権限が住民に認められている理由は、県などの長や職員による財務会計上の違法な行為が、結局はその地方公共団体の住民全体の利益を害するものであることから、住民に違法行為の予防・是正を裁判所に請求する権限を与え、これにより地方財務行政の適正な運営を確保するためです。

このような制度は、地方公共団体の主権者たる住民に対し、地方自治の本旨である住民参政権的権利として保障するためにアメリカの納税者訴訟制度にならって戦後導入されたものです。

② 住民訴訟制度を定める地方自治法の規定

この住民訴訟の制度は地方自治法第242条の2に規定されており、監査請求を行った住民は、監査委員の監査の結果に不服があるときは裁判所に訴えを起こすことができます。そして、監査請求をした事実について、裁判所に次のような請求をすることができます。

1号 違法な行為の差し止めの請求

2号 行政処分である違法な行為の取り消しまたは無効確認の請求

3号 財産の管理などを怠っている事実の違法確認の請求

4号 違法な行為を行った長や職員などに対する損害賠償などの請求、または違法な行為の相手方に対する損害賠償などの請求

2. 住民訴訟の目的・手続き等について

① 住民訴訟の目的

監査委員は、住民が住民監査請求をしたことに対して、請求申立から60日以内に監査結果を出して公表すると共に、これを監査請求した住民に結果を通知することになっています。この監査結果に不服であれば、監査請求をした住民は、監査結果を受領してから30日以内に、違法行為をした長・職員個人を相手に地方裁判所に違法行為に対する損害額の回復等を求めて訴訟提起できるというのが住民訴訟なのです。

この住民訴訟は、違法行為をして県などに損害を与えた職員・知事個人に対し、県へ損害の賠償をさせて、県が受けた損害を回復することが目的です。このため、この裁判は、いわば住民が県の損害回復のために、県に代わって行うという代位訴訟なのです。従って、裁判に住民が勝訴する場合は、裁判所から県知事個人に対し、損害額の県への支払を命じる判決が出ることになります。

そしてこのような判決確定後も県知事が個人としての損害額の支払をしようとせず、県も取立を実行しない場合は、住民が県に代わって県知事個人に対する取立（強制執行）を実行して、これを県に収めることができますようになっています。

なお、このように住民訴訟は、住民が県のために県に代わって行う訴訟ですから、もし住民が裁判で勝訴とした場合は、原告の住民は弁護士費用を県に請求することができるようになっています（地方自治法第242条の2第7項）。

② 住民訴訟の進行について

住民訴訟の裁判は通常の民事訴訟（損害賠償請求訴訟）の裁判とほぼ同様の形で進行していきます。従って、はじめの半年～1年は住民側原告と被告（県知事個人）との間で双方の主張（言い分）を書面で行い、互いの争点がほぼ明確になったところで、原告の立証として証人を立て、証人尋問に入していくことになるでしょう。その際、今回の公金支出ではその補助対象及び支出の仕方に公益性があるのかということが最大の争点になります。このため、この公益性の有無をめぐって双方の主張や証人による立証が行われることとなるでしょう。

③ 一本化されることになる住民訴訟

なお、住民訴訟がいったん提起され、すでに開始されている場合は、まだ住民訴訟を提訴していない他の監査請求人が、新たにこれと同一内容の住民訴訟を起こすことはできません。この場合、自分も住民訴訟をしたいという監査請求人は、すでに開始されている裁判に原告として途中から加わることになります（これを共同訴訟参加といいます）。従って、第2次監査請求をした住民が、住民監査請求をしたいと考える場合は、すでに第1次監査請求をした住民が提訴している住民訴訟に加わるという形で訴訟の原告になるのです。

「シーガイア支援基金」の違法・不当性を問う 住民訴訟を支えるための 募金をお願いします！

シーガイア2000年3月期決算によると、従業員の給与2割カット、一部借入金の返済停止、公金25億円投入などの一連の緊急措置にもかかわらず、利用人員・営業収益ともに前年度を下回り、累積赤字は更に103億円増大して1,218億円余に達しました。このことからもシーガイアへの60億円もの巨額の公金投入が、文字通り無益な“捨て金”になるであろうことが一層明らかになりつつあります。

5月12日には、611名の県民が、宮崎地方裁判所に『住民訴訟』を提訴し、税金の公平・公正な使い方を求めました。この住民訴訟は、公金投入を納得できない広範な県民のはっきりとした意志により支えられています。

住民訴訟の提訴にあたっての経費は、印紙代8,200円と5,000円程度の切手代のみでした。しかし、これから始まる裁判では、全国的に有力な証人を依頼したり、弁護団の調査活動や事務局の経費など、ある程度の費用を準備しておくことが必要です。

このため、「すすめる会」では、訴訟への参加不参加にかかわらず、広く県民の皆さんに募金をお願いすることにいたしました。当面、100万円の募金を目指しています。

長引く不況の中でのお願いで大変恐縮ですが、全国的に新しい住民運動として注目されているこの裁判を支えていただくために、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2000年6月6日

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・
住民訴訟をすすめる会

呼びかけ人（50音順）

池ノ上武男、伊地知 孝、熊谷良子、
栗原哲夫、後藤好成(代表者)、
菅谷幸則、角田三郎、成見幸子、
南里卓志、林 好美、姫野史洋、
星井芙美子、三戸サツ卫、湯浅敏幸、
吉田正春

すすめる会の連絡先：

スタッフが、すすめる会の事務局にいつもいるとは限りません。

ご連絡は、ファックス・留守番電話・手紙などでお願いします！

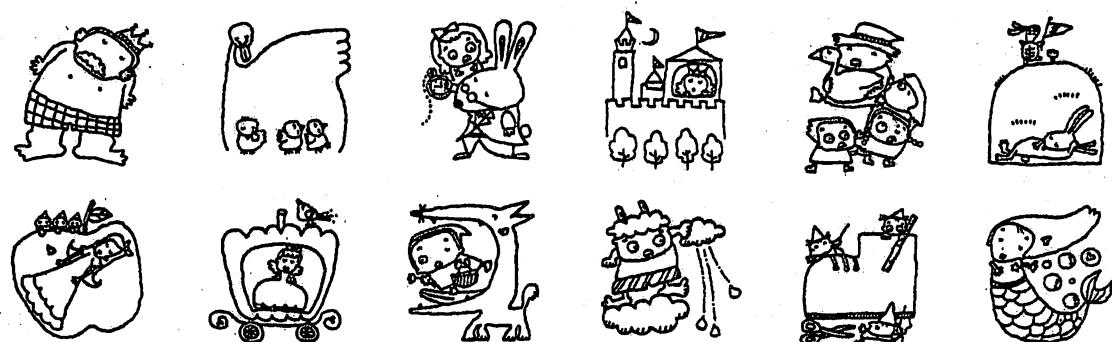
〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 宮崎中央法律事務所気付 Tel./Fax. 0985-32-5590

今までの会費・募金の 会計報告(5/31 現在)

収入：会費、募金	575,000 円
支出：通信費	214,327 円
資料印刷費	97,155 円
事務局経費	176,145 円
残高：	87,373 円

すすめる会ニュース 『60億円を返せ！』

- No.1 2000年 3月 4日
- No.2 2000年 3月28日
- No.3 2000年 4月25日
- No.4 2000年 6月 1日
- No.5 2000年 6月30日
- No.6 2000年 8月15日
- No.7 2000年 9月19日
- No.8 2000年11月28日



60 億円を返せ！

ニュース No.1

2000年3月4日

第一次住民監査請求人が、 2,038名に達しました！

1月27日の「すすめる会」結成総会から、2月15日の住民監査請求第一次締切りを目指して、多くの方々が監査請求の運動に取り組まれました。その結果、短い期間にもかかわらず、2,038名と言う予想を大きく越えた多数の請求人署名が集まりました。これらの署名を、予定どおり2月18日に宮崎県監査事務局へ提出しました。

3月2日の宮崎県監査委員協議会で、この住民監査が正式に受理されました。しかし、形式的に不備な署名で補正が必要なものが少しあり、最終的な請求人数の確定までには、もう少し時間がかかります。

意見陳述の日程が決まりました!!

1. 日時：3月14日(火) 15:00～17:00
2. 場所：宮崎県庁監査事務局2階会議室
(県庁本館裏側のプレハブ庁舎)
3. 集合の時間と場所：
会場は、“迷路”の中で、わかりにくい場所です。
意見陳述者と傍聴者は、14:30に県庁正面玄関に集合して下さい。

どなたでも、傍聴できます。
できるだけ多くの方のご参加を呼びかけます！

第一次 監査請求の 報告集会

3月14日(火) 17:30～19:00
宮崎弁護士会館(宮崎小正門前、県警本部西側)

1. 第1次住民監査請求の経過報告
2. 意見陳述で述べられた意見の紹介
3. 住民監査請求やシーガイアに対する意見交換

スタッフの募集中です!!

2千人を越える第1次請求人の監査手続きや、いま進めている第2次請求の準備などのために、事務局を支えるスタッフが足りません。

全国的に注目されているこの住民運動を、スタッフとしてサポートしていただける方を募っています。

スタッフとしてやる仕事：①問い合わせ等の受付、②連絡文書の発送、
③文書の整理、④署名簿・書類のコピー取り、などなど

特に、3/25～4/6の頃は、第二次監査請求のまとめの時期で忙繁期です。この“期間限定”のご協力もお願いします。

ご関心のある方は、是非、下記までご連絡下さい。

すすめる会事務局：Tel/Fax. 0985-32-5590

スタッフが足りず、担当者は常駐していません。
担当者不在のときには、Faxでメッセージをお寄せ下さい。

第2次住民監査請求にご協力下さい！

(1)募集の締め切り：3月31日(金)

(2)請求書類などの申し込み方法：

第2次住民監査請求のための書類を、下記までご請求下さい。

①ファックスまたは電話：0985-32-5590

②郵便：〒880-0803 宮崎市旭1丁目3-20

宮崎中央法律事務所気付「すすめる会」

(3)署名を書くときの注意事項：

①名前は必ず自分で書いて下さい。同じ筆跡やゴム印は、ダメです。

②同じ名字のときでも、「丿」は不可です。

③名前は、住民票に登録されている文字と同じに書いて下さい。

④印鑑(三文判)を必ず押して下さい。同じ姓なら、同じ印鑑でOKです。しかし、サインはダメです。

⑤上下2箇所にある記入欄も、忘れずに記入してください。

「シーガイア支援基金」の
住民監査請求をすすめる会

宮崎市旭1-3-20 宮崎中央法律事務所気付

Tel/Fax. 0985-32-5590

60億円を返せ！

ニュース No.2

2000年3月28日

3/14, 監査請求の意見陳述が開かれ、8名の意見陳述人が60億円支出の違法・不当性をはっきりと主張しました！

巨大リゾートに公金投入 返せ、60億円

宮崎で住民パワー爆発

税金の使い方“納得できない”

田向灘に面する百三十石の広大な松林のなかに四十

三階建ての高級ホテルや五千人収容の国際会場、開閉式屋根付きの人工波アーチなどが並ぶ日本有数の大型リゾート「宮崎シーガイア」。このシーガイアに県が六十億円の公金投入を決めたことが、県民の怒りが爆発。「税金の使い方に納得できない」と住民監査請求の運動が急速に広がっています。都城市在住の入江秀子さんよりレポートです。

「シーガイア支援基金」の会

入江秀子



六年、多くの県民の反対をよきいて巨大リゾート施設シーガイアが建設されました。白砂の美しい宮崎市の一つ葉海岸の防潮林のマツ十万本を切り倒し、アカウミガメの生息する海岸の生態系を破壊する暴挙でした。反対派の県民が最初から指摘していたように、シーガイアは開業六目にして

意見陳述人のお一人の入江秀子さんが、「意見陳述」の様子も含めて住民監査請求のレポートをしんぶん赤旗（三月二十四日付）に投稿されました。ここに、転載いたします。

て支援する方針を打ち出し、興味をも日本共産党だけの反対でこれを決めました。

地元紙「宮崎日日新聞」の世論調査では六〇%の県民が公金投入に反対。この不況の中、シーガイアだけを税金で救うことに怒り

一社もあるシーガイアにたった六十億円を投じ

の住民監査請求をするする会

会が結成されました。

私は住民監査請求を求め

る署名を持って、友人、知

人を一軒一軒訪ねました。これは街頭署名どちらが監査事務局が厳密に審査しますから田舎がな

いはなりません、なかなか困難、しかも署名した

人がすべて請求人になり、代理人の週住庵にも署名してもらひ、といつてどうかう、一人の署名をもつて

のにも相当な時間がかかります。

それでも署名はわざか二

十日間で二千三十八人分集まりました。当初予定の倍以上の数で、請求人の数としては、宮崎県で過去最高の記録といふことでした。

三月十四日、いよいよ請求人の意見陳述。請求代理人の弁護士が一時間にわたって、ひづて請求人のう

ちは沸騰しました。

一月二十七日には弁護士・学者・研究者などを中心にして広範な市民が集ま

った。「シーガイア支援基金」の会は、シーガイアの建設に最も多く反対する意見を述べました。シーガイア建設は最初から反対しつづけてきた活動家

は、環境破壊と地元の受けたばかりしない不利益を。鋼鉄に町おこしをかけている綾町の元町議はシーガイアにくる客が継まで足をのばすことは少ないということを。そして私はシーガイアを廢止し、悪政のモニタメントとして、海岸に永遠に残さなければいけないべきだと、少々過激な意見を述べたのでした。

二月末には第一次の請求が締め切られます。意見陳述のことは地元マスコミが大きく報道したので、今後も多くの県民が請求人に名を連ねるでしょうが、監査の結果に満足できない場合は住民訴訟に持ちこまなければなりません。たかいはまだこれからなのです。

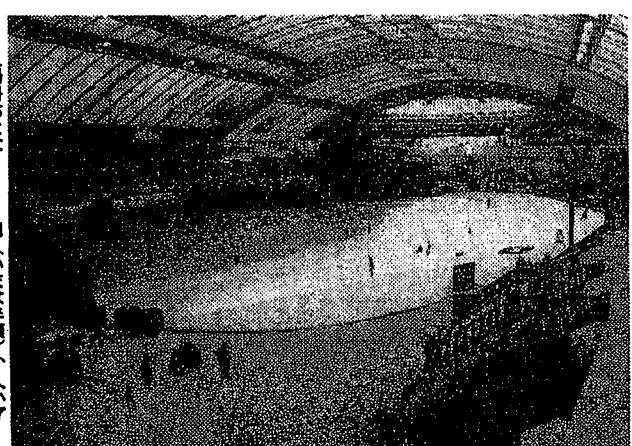
（日本民主主義文学同盟）

昨年十一月、第三セクタ

入場料おとくな420円（または半額）、人かけもまほらなシーガイアの屋根開閉式アーチ

千百十五億円という気の遠くなるほど豪華な墨書きを出し、主力銀行からも融資を停止されるという事態に陥りました。

（西）



シーガイアの決算関係資料から

久島 昌志

公開されたシーガイアの決算関係資料及び株主総会議事録(6期ー11期)を縦覧しました。次のような問題があるように思います。なお、公開された資料は、「すすめる会」事務局(宮崎中央法律事務所内)にも置いてあります。希望者は、どうぞご覧ください。

1. 平成11年6月28日、株主総会で15人の取締役が退任し、会社は退職慰労金を贈呈しています。金額は不明ですが、膨大な赤字のなかで、役員は退職金を貰いながら、県に補助金を請求するなど納得できません。退任した15人のうち10人は、創立以来中心的役割を果たしてきた幹部です。これらの人人が退職しているとすれば、会社の崩壊現象とも考えられます。また、第一勧銀から派遣している取締役も引き上げています。

(退職役員名,敬称略)	就任年	地位	役職
湯村 嘉明	元年	専務	オーシャン45 総支配人
浦部 晃一	5年	専務	オーシャンドーム総支配人
濱田 親典	7年	専務	統括営業本部長
釜口 史郎	5年	常務	営業推進本部副本部長
星野 憲司	9年	常務	営業推進本部副本部長
浅羽 弘	11年	常務	
大橋 賢之郎	3年	取締	物販アミューズメント担当
森 宏雄	4年	取締	オーシャン45 副総支配人
朝広 孝司	5年	取締	リゾートスポーツ事業担当
淵上 広志	8年	取締	営業企画室長
川口 恒吉	9年	取締	オーシャンドーム副本部長
田中 茂樹	10年	取締	営業企画室長
野村 吉三郎	9年	取締	全日空代表取締役社長
佐藤 浩通	9年	取締	第一勧銀営業第4部長
松岡 和男	9年	取締	第一勧銀本店審議役

2. 膨大な支払利息及び開業費・開発費

支払利息は銀行への支払利息、開業費・開発費は会社発足以前の経費ですが、非常に多額なのが特徴です。

(単位百万円)

期	支払利息	開業費	開発費
6期(H5-H6)	2,500	398	
7期(H6-H7)	5,822	398	1,061
8期(H7-H8)	7,784	374	1,061
9期(H8-H9)	7,541	334	1,061
10期(H9-H10)	6,661	156	1,061
11期(H10-H11)	6,095		1,061
合計	36,403	1,660	5,305

3. 曖昧な従業員数

シーガイアの県への補助金申請書の会社概要には、従業員数1,508名(平成11年12月1日現在)としています。ところが、決算書では、従業員数は男子484名、女子400名、合計884名(平成11年3月3日)であり、数に大きな開きがあります。外に205名の出向者を受け入れているなどとしています、従業員数は非常に曖昧です。

「シーガイア支援基金」の
住民監査請求をすすめる会

宮崎市旭1-3-20 宮崎中央法律事務所気付
Tel./Fax. 0985-32-5590

60億円を返せ！

ニュース No.3

2000年4月25日

シーガイアへの違法・不当な公金投入に対する住民監査請求に対して、4名の県監査委員は、4月13日に十分な監査もしないまま『請求棄却』の通知を全請求人に発送しました。

「すすめる会」では、4月15日に監査結果を不服として住民訴訟を起こすことを決めました。

5月9日締め切り、5月12日宮崎地方裁判所に提出の日程で、現在、住民訴訟への参加を呼びかけています。

オカシイぞ！監査委員

シーガイアを監査しないのはなぜ？

監査委員は60億円については正当に支出されていると言います。

しかし、監査委員は、県商工労働部やコンベンション・ビューローを監査しましたが、58億円の補助を受けることになっており、また既に25億円の補助を受けている当のシーガイア自体については監査していません。それで果たして25億円がどんなに使われ、どんな効果があがったのか判るのでしょうか。普通では、補助を受けたすべての団体や企業は監査の対象になります。しかし、シーガイアを監査できない原因は、県がコンベンション・ビューローを通じて間接(迂回)補助をするようなその場逃れの手段をとったからです。

県財政は健全か？

監査委員は、“宮崎県の財政は平成10年度末で19億円の黒字であり健全だ”と言います。はたしてそうでしょうか。宮崎県の県債(借金)は平成11年度末には7,400億円に達し、ついに年間予算を超えてしました。とりわけこの2年間で1,092億円も増えているのです。また、19億円の黒字でしかないのに、県民のための事業を切りつめることなしにどうして60億円も補助できるのか、オカシな話でです。

産業支援は公平か！

監査委員は他の産業にも出していると言います。県内産業に対する支援は、出資や融資を含めて582億円で、うち補助金は135億円(国庫補助を含む)だそうです。その

中で倒産状況の1企業(法人税はわずか300万円)に60億円も補助するとは、まさに不公平ではないでしょうか。しかも今まで、商工業には運転資金に融資することはあっても補助したことはなかったのです。

公共性と公益性は?

シーガイアは、保安林の松10万本を伐採して作られ、関連公共事業に県市は500億円以上を注ぎ込みました。135ヘクタールの国有地を譲り受け私有地にしましたが、固定資産税は滞納しています。県から60億円の無利子融資を受けながら、返済できずにいます。500社と取引があり波及効果が大きいとしていますが、60億円の補助金を受けなければ取引業者にも労働者にも支払いができないのです。1,400人の労働者を雇用していると言いますが884人に減っています。合併予定のフェニックス国際観光には、約300億円の抵当権が設定されています。どこに公共性と公益性があるのでしょうか。

監査委員がまともな監査をしないのですから、地方自治法にもとづいて住民訴訟を起こし、公正で納得のいく税金の使い方を求めましょう!

朝日新聞 2000年4月18日



公金での救済 納得できない

主婦 木佐賀 文代
(宮崎県 40歳)
富崎県のシーガイアは千百
億円の累積赤字を抱え、メー
ンバンクの第一勧業銀行が新

規融資のストップを打ち出し
た。このため、富崎県は観光
産業振興を名目に、六十億円
の基金を財團法人富崎コンベ
ンション・ビューローに交付

した。

これを不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娛樂施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娯楽施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娯楽施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娯楽施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娯楽施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娯楽施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娯楽施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

これが不服として県民が監

査請求を起こし、代理人弁護

士は「公益上必要がある場合

において、寄付または補助を

することができる、という地

方自治法を根拠に補助金を出

したが、公益性は娯楽施設だ

るシーガイアではなく、破た

んしている施設に投下するの

は公共の利益に反する」と意

した。

60億円を返せ！

ニュース No.4

2000年6月1日

611名の請求人による 住民訴訟が提出されました！

5月12日に、第一次住民監査請求の参加者の中から611名(午前中に602名、午後に共同訴訟参加として9名)が監査結果を不服として、宮崎地方裁判所に『住民訴訟』を提出しました。

今後、広範な県民の支えの中で公正公平な裁判を求めて行くことが重要となります。

第一次住民監査請求が提出されました！

5月19日に、1,524名の県民による第二次住民監査請求が、県監査事務局に提出されました。第一次監査請求と合わせると、3,500名を越える全国的にも例を見ない大型の住民監査請求であり、新しい住民運動の手法を作り出しつつあります。

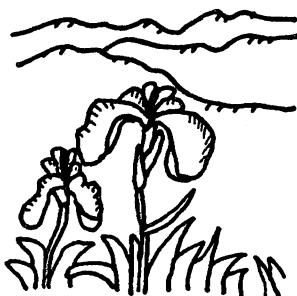
また、第一次と第二次の請求者は、西米良村を除いて県内すべての市町村から参加されており、シーガイアへの税金投入に対する怒りが広がっていることを示しています。

第二次監査請求の 意見陳述が開かれます！

日時：6月14日(水) 13:30～15:30

場所：宮崎県庁別館

請求人優先ですが、どなたでも傍聴できます。多くの方のご参加をお願いいたします。



「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 宮崎中央法律事務所 Tel./Fax. 0985-32-5590

「すすめる会」では、財団法人宮崎県市町村振興協会の目的や仕組みなどについて調べてみました。以下に、その調査結果の要約を報告いたします。

(財)宮崎県市町村振興協会とその基金は、そもそもどのようなものなのか？

(1)設立：

市町村振興協会は、1979年(昭和54年)市町村振興宝くじと同時に発足しました。

(2)目的：

市町村振興協会は、市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、このことを通して住民の福祉を増進させることを目的にしています。

(3)事業：

宮崎県が市町村振興宝くじ(サマーファンボ)による収益金などを交付金としてこの協会へ交付し、これにより基金を作り市町村の災害時の融資などに運用します。

(4)事業の計画・予算及びその変更：

これらは、3ヶ月以内に知事に提出することになっています。

(5)市町村振興協会の資金の流れ：

(i)2000年度(平成12年度)の宮崎県予算の場合

収入 宝くじ(当せん金付証票)発行収入	28億8,616万6千円
宝くじ時効金	2億2,206万1千円
支出 市町村振興協会に対する補助金	5億8,280万円

※宮崎県は、宝くじ関係の約31億円の収入のうち、市町村振興協会に交付した残りの25億2,542万7千円を「一般会計」として使用しています。

(ii)問題点を解明するために、県地方課の係長から、この制度についてお聞きしました。

- ①地方自治宝くじは“ドリームファンボ”など各種あるが、そのうち市町村宝くじ(サマーファンボ)の収益金を市町村に交付している。それが5億8,280万円である。
- ②市町村振興協会は、寄付行為にあるように公共事業のため市町村への貸付と職員研修を行っている。[注：“貸付”は、いずれ返済されるものであります！]
- ③今まで補助した例：(a)宮崎県が主催したグリーン博に、2,500万円
(b)国際交流協会の出金に、1億円(H元年からH5年)
- ④関連法規は、地方財政法第32条と次に示す“当せん金付証票法”である。

(6)当せん金付証票法：

第4条 都道府県は、地方財政法第32に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要のあるものとして、自治省令で定める事業の費用に当てるため…自治大臣の許可を受けて当せん金付証票を発行することが出来る。

(7)以上のことから得られる結論：

- ①県の予算を通っており、明確に公金である。
- ②市町村振興協会の寄付行為の規定からみて、目的違反ではないか。
- ③市町村振興という目的や市町村振興宝くじの性格からみて、補助金の適正化に関する法律違反ではないか。
- ④この金は宝くじの収益金として市町村の一般会計に繰り入れられ、市町村の公共事業に使うべきものである。市町村の監査や議会の監督の及ばないところで、「シーガイア支援基金」へ拠出するなど“裏金”的な運用は許されるものではない。

60億円を返せ！

ニュースNo.5

2000年6月30日

住民訴訟第1回口頭弁論が 9月4日(月)10時に決定！

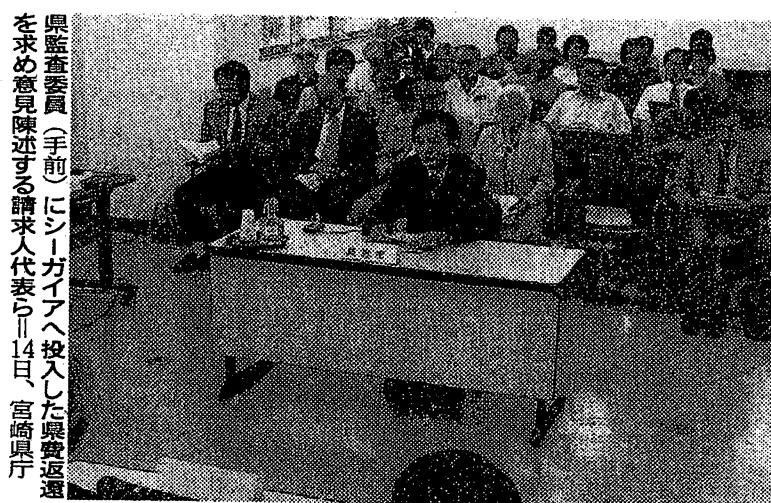
「シーガイア支援基金」に対する住民訴訟は、5月12日午前中に602名で、次いで同日午後に共同訴訟参加として9名の県民により、宮崎地方裁判所に提訴されました。書類の不備等のため最終的な原告者数は、609名となりました。

また、5月19日に1,524名の県民が宮崎県監査事務局に提出した第2次住民監査請求については、6月14日に意見陳述が終わり(下の写真)、7月18日までに監査結果が出されます。その結果によっては、第2次住民監査請求者は、この住民訴訟へ「共同訴訟参加」として加わることになります。

住民訴訟の訴状と第2次監査請求の意見陳述要旨は、資料集にまとめられております(このニュースの裏面を見てください！)。

住民訴訟の第1回口頭弁論の日程が、9月4日(月)の午前10時から10~20分程度の開催と決定されました。口頭弁論の内容は、原告からの訴状の提出・被告からの答弁書の提出、更に、冒頭意見陳述が弁護団から5分、原告代表から5分なされる予定です。

多くの皆さまの傍聴を呼びかけます。



第2次住民監査請求の意見陳述(しんぶん赤旗 2000年6月16日)

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

〒880-0803 宮崎市旭1-3-20 宮崎中央法律事務所 Tel./Fax. 0985-32-5590

資料集2のご案内

「第2次監査請求の意見陳述要旨と 住民訴訟の訴状」

1冊 100円です。すすめる会事務局までご注文ください！

資料集1『第1次住民監査請求の意見陳述要旨』も、増刷しました。
合わせて、お求め下さい。

資料集2 (2000.07)

「シーガイア支援基金」の 第2次住民監査請求の意見陳述要旨 と 住民訴訟の訴状

目 次

I 第2次住民監査請求の意見陳述要旨 (2000.6.14)	
1. 第2次住民監査請求書	表紙裏
2. 後藤 好成氏 (宮崎市)	p.1~5
3. 長住 和哉氏 (宮崎市)	p.6,7
4. 三戸 サツ卫氏 (串間市)	p.7,8
5. 姫野 史洋氏 (日之影町)	p.8,9
6. 弓削 敏氏 (宮崎市)	p.9,10
7. 大西 博隆氏 (都城市)	p.10,11
II 住民訴訟 (2000.5.12)	
1. 訴状	p.12~24
2. 新聞報道記事	p.25~31



住民訴訟を提訴した後の記者会見（毎日新聞2000年5月13日）

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

60億円を返せ！

ニュース No.6

2000年8月15日

『シーガイア支援基金』住民訴訟 第一回口頭弁論にご参加下さい！ 9月4日(月) 10:00～10:20 宮崎地方裁判所

「シーガイア支援基金」住民訴訟の第一回口頭弁論が、9月4日10時から開かれます。今回は、原告2人の意見陳述と弁護団の意見陳述が行われます。

“そこ”問題でも国民の大きな怒りが表れましたが、税金・公金の不当な使い方に対するはっきり No! と言うことが大切となっています。私たちの住民訴訟もこの大きな流れに沿っており、全国的にも大きな注目を浴びています。

第一回口頭弁論を多数の方の参加で成功させるために、積極的なご参加を心から呼びかけます！

第2次住民訴訟に、
164名の共同訴訟参加！
773名の大型住民訴訟となりました。

第1次住民訴訟は、5月12日に609名の原告で提訴されました。第2次住民監査請求者を対象とした第2次住民訴訟は、同じ訴訟内容であるために、この第1次住民訴訟に原告として共同訴訟参加をすることになります。

「すすめる会」より呼びかけていた第2次住民訴訟については、事務的な都合により8月10日(木)に119名、翌日の8月11日(金)にも45名が、2段階に分けて原告参加をされました。

第1次住民訴訟と合わせると773名となり、全国的にも例を見ない大型の住民訴訟となりました。

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 宮崎中央法律事務所 Tel./Fax. 0985-32-5590

※フェニックスリゾート社の第12期決算書を、久島昌志氏に分析していただきました。

フェニックスリゾート(株)第12期決算について

2000年8月14日 久島 昌志

フェニックスリゾート(株)第12期決算(平成11年4月から12年3月)が発表された。累積赤字は更に増え、1,218億6,600万円に達する。借入金は、長期・短期合わせて2,639億5,200万円にものぼる。その分析をしてみよう。損益計算書は下の表のとおりである。貸借対照表とあわせて、財務諸指標を算出してみた。

- ①流動比率=3.08%：日本企業の平均は124%である。年内に資金化できる流動資産と返済しなければならない流動負債の比率で会社の支払い能力を示し、数値が高いほど安全性が高いとされる。
- ②経常収支比率=50.27%：日本の平均は106%である。経常収入と経常支出の比率で、この数値が高いほど安全である。
- ③売上高経常利益率=(-)69.2%：日本の平均は2.4%である。売上高に占める経常利益の発生状況から会社の収益力を見る指標であり、マイナス5%以上なら苦しいとされている。

特に重大な問題として、貸借対照表及び損益計算書の注記6に、「期末現在支払期限が到来している元金及び経過利息が計1,228億4百万円ある。」としていることである。

シーガイアは累積する赤字を一時しのぎの短期借入金でまかなってきた。それを年度別に見ると次のとおり、急増している。

平成7年度	第8期	40,967百万円
平成8年度	第9期	67,841百万円
平成9年度	第10期	21,238百万円 (※国有地払い下げ、一部を長期借入に)
平成10年度	第11期	123,138百万円
平成11年度	第12期	134,611百万円

普通の企業常識では、手形の決済ができなければ銀行の取引停止から「企業倒産」である。平成12年3月末までに支払い期限がきていた1,228億円もの負債を払えないというのであれば、まさに破産状態である。即ち、経常経費の半分程度の売上高しかなく、赤字を累積してきたシーガイアの経営実態は、破綻していることを示している。

なお、平成11年度に赤字幅が減ったのは、(株)旭洋から50億円の新規借入、年間約10億円の開発費償却が終わったこと、20億円の利子の繰延べなどによるものであり、加えて県からの「シーガイア支援基金」25億円の助成があったからである。

また、従業員は771名であり、前年比113名少なくなっている。

シーガイア 損益計算書

第12期 (1999年4月1日～2000年3月31日)

単位：百万円

科 目	第11期	第12期	増減
営業収益	19,321	18,556	▲ 765
営業費用	29,905	27,523	▲ 2,382
営業損失	10,584	8,967	▲ 1,617
営業外収益	152	158	6
営業外費用	7,157	4,033	▲ 3,124
経常損失	17,589	12,842	▲ 4,747
特別利益	—	2,500	2,500
特別損失	22	10	▲ 12
税引前当期損失	17,611	10,352	▲ 7,259
法人税住民税事業税	3	3	—
当期損失	17,614	10,355	▲ 7,259
前期繰越損失	93,899	111,512	—
当期末処理損失	111,512	121,866	—

60億円を返せ！

ニュースNo.7

2000年9月19日

『シーガイア支援基金』住民訴訟 第1回口頭弁論が開かれました！

第1回口頭弁論は、9月4日10時から20分間、宮崎地方裁判所大法廷で開かれ、大法廷に入りきれないほど多数の原告や傍聴の方々が参加されました。今回は、後藤好成弁護士と原告2人の意見陳述が行われました。

その後に、宮崎中央法律事務所で熱気のあふれた“ミニ報告会”も開かれ、経過報告や今後の運動の進め方について、活発な意見交換が行われました。

以下に、参加者からの感想を掲載します。次号のニュースでも参加者の感想などを載せていくので、ぜひ、すすめる会事務局まで原稿をお寄せ下さい！なお、ペンネームも可能ですので、ご連絡下さい。

「シーガイア支援基金」住民訴訟第1回口頭弁論を傍聴して

阪本 晓（延岡市）

経営破綻のシーガイアになぜ60億円もの税金を投入するのか、松形知事は県民の血税をポケットマネーと思っているのでは？ 素朴な疑問を持って、原告として裁判に参加しました。原告二人の方の意見陳述を聞いて、やっぱり納得しました。

栗原哲夫さん（小林市）は、不況の中、営業困難な中小企業者の立場から、「シーガイアに“ただくれ”的金には大反対」と、資金繩りに困り、高利貸業者に手を出して倒産している中小業者が増加している実例をあげて、「あの60億円をそっくり中小業者にまわせば、借入希望額200万円の業者が3,000件も満たされる。しかも、累積赤字が1,218億6,600万円もあるのに“くれてやる”とは、出す側も受け取る側も、正気の沙汰とは思えない。」と、その不當性を指摘しました。

延岡市でも、山下町商店街や祇園町商店街など昔からぎわっていた商店街が櫛の歯が欠けたようになり、大型店舗の営業中止（ダイエー、アズマヤは民事再生法適用を申請）も続いている。資金投入の公益性をいうなら、公平な資金配分によって町の活性化を計るべきである。

平野千恵子さん（宮崎市）は、「シーガイアに60億円も出せるのであれば、通信制、定時制高校の充実と人の配置にこそお金を使うべきだ。」と、厳しい学校の現状を訴えました。また、「30人学級の実現のために必要な財源は、県独自で行った場合、95億円だが、その半分の50億円で、当面35人学級の実現が可能で、「学級崩壊」「不登校」「いじめ」などを解決するために役立つとはっきりしている対策の一つが、少人数学級の実現であるなら、そういうところにこそお金をかけるべきではないでしょうか。破綻したシーガイアに投資するより、宮崎県の将来を担う子どもたちのために使う方がどれだけ有意義で公益性があることかは明らかです。これこそ県民の多くが納得できる税金の使い道だと思う。」と、松形知事を批判しました。

この陳述のとおりに、税金の公平、公正な使い方が、求められています。営利目的のシーガイアには県費投入の公益性は全くありません。松形知事がシーガイア支援基金へ投入した税金の返還を求めて、たたかいの輪を、さらにさらに大きく強くしていきましょう。

次回第2回口頭弁論—①日程：11月13日（月）10:00～10:20

②内容：知事側の本格的な反論が提出される予定

次回もたくさんの原告出席・傍聴参加を、お願いします！

住民訴訟第1回口頭弁論を傍聴して

馬場 和子（宮崎市）

一番の争点である公益性についてですが、いくら考えてもシーガイアが県民の財産とは思えません。何と言っても料金が高いので庶民性が無く、また宮崎には青島をはじめ、すばらしい自然がいっぱいなので、造られたものでは満足度が無く、一度行けばもう充分という人がたくさんいます。こう言う私も、まだ一度も行っていません。地元宮崎県人が、シーガイアを身近に感じないのは、私だけではないと思います。

紛糾した県議会、その後の議会傍聴にも何度か行きましたが、県の主体性のない答弁には、うんざりしていました。この件に関する学習会や先の意見陳述の傍聴など、いつも参加していますが、回を重ねることに知らないことばかりで、大変勉強になります。今回の知事個人相手の裁判に、県の幹部職員が法廷にすらりと首を並べているのには、びっくりしました。内容を知れば知るほど、怒りが湧いてきます。事実を知らない周りの人に、もっともっと知らせる運動を強めていきましょう。

公金返還の完全勝利を目指して—第1回口頭弁論から—

菅谷 幸則（宮崎市）

93年の開業以来一度も黒字が出せず、今も日々赤字を積み重ねている「シーガイア」は、累積赤字が1,260億円に達している。その「シーガイア」救済に県費60億円を投入したのは違法であるとして769名の県民が松形知事を相手取り、県に返還するよう求めた住民訴訟の第1回口頭弁論が9月4日宮崎地裁であった。

10時開廷の地裁ロビーには、すでに8時半頃には職員の方々があわただしく受け付け準備等をされていました。700名を超える訴訟と言うことで、地裁の方々の意気込みも伝わってくるような雰囲気であった。開廷時には、100名を超える原告団や傍聴者、支援者などが参加、法廷の中に入りきれない人が多数あり、関心の高さをうかがわせました。

小林市の栗原哲夫さん、宮崎市の平野千恵子さんのお二人が意見陳述され、それぞれ60億円を中小業者に回せば200万円の借入れ希望者に3,000件対応できる、また、通信制・定時制高校の内容充実や教師の十分な配置が可能などと述べられた。

それにしても解せないことがありました。被告側の席に県の職員が数名参加していたことです。訴訟の相手は松形知事であり、県ではありません。

閉廷後、場所を移動して弁護団の記者会見、続いて報告集会が行われました。弁護団からは4名の弁護士さんが参加され、記者からは「最大の争点は何か、他県の事例はあるか、裁判に勝つ見込みは…」などの質問がなされた。後藤好成弁護士は、「公益性があるのかないのかが最大の争点になる」として、個人的には勝てる裁判だと考えていると展望を述べられました。

この訴訟は、今後いつ頃結審になるのか私には見当もつかないが、県民のパワーを示す絶好の機会だと受けとめている。息長く支援の輪を広げて完全勝利までがんばりたいと思います。



より正確な表現にするために、ニュースNo. 6の第2面の一部を次のように訂正します。：
本文の上13行目「一時しのぎの短期」削除、同13行目「それ」を「特に短期借入金」に修正、下4行目「㈱旭洋から50億円の新規借入」削除、下2行目の最後に「更に㈱旭洋から50億円の新規借入をしている。」を追加。

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 宮崎中央法律事務所 Tel./Fax. 0985-32-5590

募金送金先の郵便振替 加入者名：すすめる会 口座番号：01750-7-92869

60億円を返せ！

ニュースNo.8

2000年11月28日

住民訴訟第2回裁判(11/13)の御報告

弁護団事務局 弁護士 西田 隆二

1. 裁判の様子

今回も高裁法廷がほぼ満杯になり（通常の事件ではそもそも傍聴人はいないのが普通です）、いい意味での緊張感の中で、裁判が進みました。その効果もあって、以下のとおり、争点を煮詰めるいい機会となりました。

2. 裁判の内容

(1)まず、裁判所から被告に対して、争点の確認がなされ、次のとおりのやりとりがありました。

- ①コンベンションビューローの介在を本件の論点とする予定はないですね。⇒ はい
- ②本件支出の主目的がシーガイア支援であるという認識でよいか。⇒ はい
- ③被告の主張としては、シーガイアに支出することが宮崎県の観光産業全般の支援につながるのであり、その是非が主たる論点いうことでよいか。⇒ はい
- ④原告の一つの切り口が「存続可能性のない企業に支出している」ということだが、これに対してどういう角度で反論をしようとしているのか ⇒ 書面で書いたつもりだが、今回の支援で、形はどうであれ存続が可能となったと考えている
- ⑤存続のための生活費を出してあげているようなものですね ⇒ 否定せず

(2)続いて、裁判所から原告に対して、次のとおり、確認的な質問がなされました。

- ①観光産業の浮揚という支出目的自体をどう考えるのか ⇒ 観光産業のみに浮揚目的で公金を支出すること自体に公益性があるのか、根本的な疑問を持っている。また仮に支出するとしても、内容（平等性等）、使途、程度が細かく検討されるべきであると考える
- ②コンベンションビューローを通しての迂回支出の問題につき、被告は「コンベンションビューローが判断しての支出だから県の判断ではない」といった形式的な議論をしないということだが、原告としては、今後もチェック体制の問題や支出の違法性を基礎づける事情として、迂回支出問題を論点とするのか。
⇒ 基本的には、そのとおり。この点も、次回被告準備書面への反論も兼ねて詰めたい。

(3)次回以降の裁判の進行について

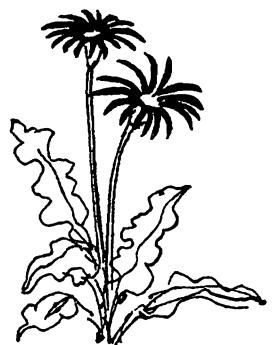
- ①まず原告が被告準備書面に対する反論をある程度煮詰めた上で(約二ヶ月くらい)、進行協議期日を持って争点を詰める。その上で、その一ヶ月後くらいに次回弁論を入れる方向で合意。
- ②進行協議期日：2001年1月22日(月) 午後1時30分
今後の裁判の進め方について事務的な協議をする場であり、ラウンドテーブルという丸い大きな机を囲んだ形で行いますので、傍聴は10数名程度しかできませんので、御了解下さい。
- ③第3回弁論期日：2001年2月19日(月)午前10時00分
再び、大きな法廷で内容的なやりとりをしますので、多くの傍聴を。

3. 今回の裁判の成果

一番大きな成果は、被告側に、①コンベンションビューローの介在を本件の論点としないこと、②本件支出の主目的がシーガイア支援であること、を法廷で明言させたことです。これまで、宮崎県は、この2点について明言することを避ける様子も見せていましたので、これらを論点としないで、本論に入りingることは重要です。

その本論についても、「今回の支援で、形はどうであれ存続が可能となった。」という返答の中で、このままの形では存続できない事態であったことを逆に認めしており、このような自力で「存続可能性のない企業」に60億円もの公的資金を支出すること自体が今後正面から問われることになります。

今後の展開にご期待下さい。



「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

〒880-0803宮崎市旭1-3-20 宮崎中央法律事務所 Tel./Fax. 0985-32-5590

募金等の送金先郵便振替 加入者名:すすめる会 口座番号:01750-7-92869

第2回口頭弁論に参加して

津守 信弘（宮崎市）

これまでの数少ない傍聴経験から、裁判所には早目に到着すべきことを学び実践した。従って、傍聴席にも早目に座ることができ、開廷までには満席になることを期待した。ほぼ中央に座ったため後方の方はわからなかつたが、第1回口頭弁論に比べ参加者は少なかったようで残念だった。たとえ満席のため傍聴できない人が出ても、事務局の努力で資料準備や傍聴後の報告集会も予定されていたので、参加者は満足できたことと思う。次回はもっと多くの参加者で成功させたいと思う。そのためには、事務局はもとより、参加した一人一人がもう一人ずつ連れてくるような手立てを考えよう。

法廷内では裁判長を中心に、原告側代理人や被告側代理人とのやりとりがあり、両代理人の短時間の発言はあるが傍聴席からは内容を充分聞き取ることが困難な面もある。従って、閉廷後の報告集会は本当に必要だし大変ありがたいことでもある。更に、事務局作成の資料が配布され、理解しやすいように工夫されていることにも感謝したい。

今回の参加で、知事側が基金拠出はシーガイア支援が主目的であると認めたことがはっきりした。また、原告側が松形祐堯個人に拠出金返還を求めたのに、なぜ県が訴訟参加を何を理由に申し出たのかもわかった。更に原告側が反対したにもかかわらず裁判所が認めてしまったと聞いて不審と不満を禁じえず、単純に原告側が不利になるのではと心配もした。しかし、原告側代理人の「遺憾に思うが参加が認められた以上『参加理由なるもの』を逆手にとって“豊富な証拠や訴訟資料”をすべて開示するよう要望していく」との発言に大いに励まされた。

裁判を傍聴して

主婦（清武町）

今回初めて裁判を傍聴しました。今まで裁判所というと自分には関係のない場所と思っていた。敷居の高いところだなあーというくらいのものでした。しかし、今回傍聴をしてみて、こういう経験は必要だと感じました。

傍聴席に座ると、最初に裁判所の方から、起立や礼のあいさつは省きますと言われたのは意外でした。また、テレビドラマなどで見る法廷劇とも様子は違いました。もっと弁護士同士が、反論しあうものだとばかり思ったのです。それに、被告側の弁護士がまるで何を言っているか判らなかった。もつとはっきりものを言ってくれればいいのにと思いました。ともかく、いい経験になったと思います。

被告・松形祐堯氏の主張に対する あなたの批判・反論をお寄せください！

次回の口頭弁論(2001年2月19日)では、被告の準備書面に対する私たちの反論を陳述します。皆さまのご意見を含めて、この反論を充実させたいと思います。

市民の立場からの率直なご意見を、12月末までに、すすめる会宛にFAXまたは郵便でお寄せください。

なお、被告準備書面は、下記のすすめる会「資料集4」をお読みください。また、すすめる会連絡先は、前面の下部に記しております。

資料集のご案内：すすめる会までご注文下さい！

1. ブックレット『シーガイアは、今、どうなっているの？』1冊 100円
山崎亮氏(宮崎県民生協経営監査室長)が、10月26日の学習会の講演内容に加筆して出版されました。シーガイアの経営破綻状態の現状が、非常にリアルでわかりやすくまとめられております。すすめる会「資料集3」を、更に充実させたものです。
お近くの書店(教科書取扱店)でも販売されています。

2. すすめる会『資料集4』1冊 100円

第1回と第2回の口頭弁論に関連した意見陳述書、準備書面をまとめてあります。私たちの訴状や被告・松形祐堯氏の主張などが全文掲載されています。

